

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	<p>現行の補助制度では、提案概要の について、地域包括ケアシステムとして一体的に整備する補助制度がない。このため稲城市が進めようとする「介護のまちづくり地域システム」が実現できないと考える。</p> <p>市町村が地域を支えるという地方自治の観点からも、このように日常生活圏域を想定した面的な地域ケアニーズに基づき、市町村がみずから計画し、その責任において地域包括ケアシステムを構築しようとするこの「介護のまちづくり地域システム構想」は、極めて意義があるものとする。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	<p>社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。</p>	A	<p>高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。</p>			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1023	10232010	東京都	稲城市	介護のまちづくり地域システム構想
厚生労働省	0910010	<p>従来の補助制度には、家庭用健康管理システム導入費及び介護予防施設や世代間交流などを目的とした施設の整備に対応するものがなく、自らがその地域の特性を十分に反映した個性豊かな町づくりを企画推進する市町村にとって、総合的な施策を図るうえでのメリットが少ない。今後は、市町村の裁量による執行を大幅に認め、計画の視点やその実施に伴い予測される成果などを評価して、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な交付金制度の創設を提案する。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	<p>社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。</p>	A	<p>高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。</p>			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1055	10552010	鳥取県	岩美町	まめにしようで元気な高齢者プロジェクト
厚生労働省	0910010	<p>従来の補助制度は、事業者を間接補助者とし、また要介護者のための施設整備に対する補助であるため、介護予防や世代間交流のための施設整備に対しては補助対象外であり、自らがその生活圏である地域特性を生かし、現在の介護制度を更に発展させ、自助互助の力を生かし外部の公的サービスのみならず介護システムを構築するため、総合的な施策を大幅に認め、計画の視点やその実施に伴い予測される成果などを評価して、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な交付金制度の創設を提案する。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	<p>社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。</p>	A	<p>高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。</p>			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1093	10932010	山形県	白鷹町	小規模多機能ホームを中心とした地域ケア構想
厚生労働省	0910010	<p>市民参加のもとに、地域の主体性や創意を發揮しながら、誰もが安心して地域の中で住み続けることのできる福祉のまちづくりを進めるためには、協働と信頼の輪を広げながら、健康づくりや共助の活動を進める地域福祉拠点の整備、高齢者、児童、障害者などの区分を超えて、身近な地域でともに暮らすことのできる小規模多機能施設や包括的なケアシステムの整備、地域づくりを担う人づくりに、総合的かつ計画的に取り組むことが重要である。しかしながら、従来の補助金は目的や対象者別によって細分化されており、総合性に欠け、地域の創意を凝らした主体的な取り組みを困難にしていた。</p> <p>地域の主体性を發揮し、地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら、福祉空間づくりを促進するため、保健予防・介護・障害者・児童等の枠にとらわれない、総合的かつ柔軟な対応を可能とする包括的な交付金制度の創設を提案する。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	<p>社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。</p>	A	<p>高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。</p>			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1124	11242010	三重県	名張市	地域力を高めるしあわせ空間づくりプラン

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	現在高浜市では、未来志向研究プロジェクトの補助を受けて、地域内分権の推進の観点から、住民自治の新たな担い手として、団塊の世代を中心とした住民互助型活動組織のあり方、活動分野などについて、小学校区を単位とする1のモデル地区の住民で組織する地域内分権検討委員会を立ち上げ、その可能性を検討している。昨年度は実証実験事業を実施し、担い手としての検証を行ってきた。また、今年度は、更にステップアップし、個々の地域団体同士の横のつながりが持てるような組織の構築に向けての検討や自主創出事業及び市からの受託事業の実施に向けての検討などに取り組んでいる。このような取組みの中から、高浜市が以前から取り組んでいる地域共生(地域福祉・介護)と地域内分権をリンクさせて、高浜市が所有する建物を活用し、地域の中で障害者や高齢者や子どもたちが相互に支え合うことのできる拠点を整備し、その拠点となる施設の運営を地域住民の自己決定・自己責任の精神のもと、自主的かつ主体的に担っていただくこととする計画が持ち上がってきた。しかしながら、このような施設を整備するための補助制度は、現行の縦割り行政の中には存在していないのが現状である。このため、今回の提案に対し、国の支援をいただくことによって、地域住民の行政への依存体質の改善が図られるとともに、高齢者等が自ら動くことによって、自己の存在価値を認識でき、介護予防の推進に繋がることとなる。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1147	11472010	愛知県	高浜市	地域住民による地域共生まちづくりプロジェクト
厚生労働省	0910010	高齢化率が上昇する中で、高齢者の尊厳を支える在宅ケアの確立が求められている。特に、高齢者が慣れ親しんできた地域社会で生活を継続していくことは、高齢者本人も、地域の住民も望んでいることである。しかし現実的には在宅高齢者介護施設などは人口密集地域に集中していることが多く、介護が必要な状況になってしまうと、地域社会から切り離された状況になってしまうことが多い。このことから、小規模で多くの機能を持つ高齢者福祉サービス施設を地域に整備し、高齢者と地域社会のつながりを保つたまま、在宅介護サービスを受けることができるよう、地域福祉の拠点施設として活用することが重要となる。このような小規模多機能施設の整備は、新たな施設を建設するのではなく、現在使われていない公共施設や空家・空き店舗を増改築して整備することが最も効率的である。しかし、現行の補助制度では、このような増改築による施設整備は補助対象外となっていることから、地域のニーズに応じた小規模多機能施設整備と、これら施設を活用したソフト面でのサービスの充実も不可欠であることから、ハード・ソフト両面において弾力的に運用可能な交付金制度の創設を提案する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1151	11512010	岩手県	遠野市	地域が家族 いつまでも元気 ネットワーク構想
厚生労働省	0910010	提案事項の を核としてコミュニテイケアを推進する総合的な補助制度がなく、佐田町が事業展開しようとする「地域分散型支援システム」の確立が困難であると考えられる。また、 の在宅介護支援センターについても在宅福祉補助金制度で確立はされているものの補助額の減少が続いており、財政的な不安を払拭できない。他方、介護予防事業の重要性は増幅しており、その推進となる理学療法士・管理栄養士など専門職種の確保策、あるいは高齢者による無農薬野菜栽培の促進策など地域資源を活用した施策を展開することが、過疎地域の活力を引き出す要因となり地方自治体の責務である。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1158	11582010	鳥根県	佐田町	住み慣れた地域で暮らせるプロジェクト～佐田町版 コミュニテイケアの推進～
厚生労働省	0910010	高齢化・核家族化が進み、集落の中で一人暮らしや昼間一人世帯が増加する石見町にあって、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を続けていくためには、お互いに助け合いながら、介護予防事業や木工・手芸など趣味を生かした生きがい活動のできる高齢者の福祉サービス拠点施設が必要であるが、現行の福祉施設等の整備事業の充実が必要である。また、介護保険や在宅福祉事業の訪問活動の対象となるのは、自宅に限られるので、派遣対象の拡大など制度の見直しが必要である。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1159	11592010	鳥根県	石見町	地域分散型による地域ケア構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	障害者・高齢者が住みなれた地域で生活できるよう、人口3千人から5千人の人口規模で1箇所の地域ケアセンター(既存の在宅介護支援センターに障害者、児童、女性等の総合相談窓口としての機能を付加)を整備し、地域全体の総合相談窓口とする。あわせてNPOやボランティアを集約し、地域住民が主体的に参画する介護予防活動の拠点とする。また、要介護状態をできるだけ先送りするよう、点在して独居生活を送っている高齢者に対し、不安状態やうつ状態の予防的対応としてグループリビングを小学校区に整備し、住み替えができる住環境を整備する。これらの施策により転倒による骨折から寝たきりになる高齢者は減少し、かつ痴呆状態の予防にも繋がっていく。町民の1割以上の登録になったボランティアの活動も大きな力となる。施設から在宅に復帰できない事例の住み替えとしてのリビングは介護保険サービスの適正化も図られ、既存のデイサービスにナイトを付加することで緊急の事例にも対応できる。このようにして小規模の地域で共生的なケアシステムを確立していくことを目指す。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1160	11602010	島根県	旭町	共生社会における地域ケア構想
厚生労働省	0910010	複数の機能を併せ持つ施設の整備に柔軟に対応し、複数の補助金等交付申請手続きなどの一括化による事務処理の省力化・効率化を図るため、電源立地地域対策交付金や保健衛生施設等施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金など複数の補助金等の統合もしくは交付金を行う。事業全体で交付決定を受け、事業間の経費の流用等について弾力的運用を認めることにより、事業途中における計画の一部変更等への柔軟な対応を可能にする。施設整備等事業期間が複数年にわたる場合、初年度に事業全体について補助金等の交付申請を行い、事業全体について交付決定を受けることにより、事務処理の効率化を図る。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1198	11982010	福井県	福井県	地域福祉拠点複合施設整備構想
厚生労働省	0910010	“ふるさと白桦”“健康長寿のまち”実現のためには、疾病予防・介護予防・低栄養予防を総括した健康づくりを意識した事業を展開し、特に生活習慣を実践できる知識と行動力を身につけ、その知識と行動力をそれまでに培われた能力と技術とに織り交ぜ、自分の住む地域で役立てることができる活動の場(活動拠点)を整備し、その多くの人材を育成し組織化することが望まれる。拠点作りに関しては、介護予防拠点施設である「ほっと館」を中心に、地域では休校施設や空き教室の開放を求め、現在使用していない給食室を“ふるさと白桦”が感じられ、食と運動の実践や人とところと歴史にふれあえる交流の場としての「ミニほっと館」として改築する。また、各地区の老人憩いの家や地区公民館の常時開放を求める。なお、活動の拠点までの連携を図るため、市内巡回バスの運行やIT施設の整備を行う。人材育成に関しては、食の分野では食生活推進協議会委員、運動の面では健康教室卒業生および卒業生によるボランティアを中心に社会福祉協議会に所属する各地区福祉委員の共同による健康づくり活動の推進や民生委員との協調、ボランティア団体など、現在ばらばらで活動している団体の一本化と役割分担の明確化と協力的体制づくりを行なう。地域の食生活を見直す役割のある食生活推進協議会委員と農林水産課や教育委員会との交流の場をつくり、食の安全と地産地消を求め、食育の推進から地域の健康長寿を目指す。*以上地域包括型のヘルスアップ、介護予防ができるような補助金制度改革を提案したい。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1221	12212010	大分県	白桦市	地域包括型ヘルスアップで健康長寿

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	身体能力が低下した高齢者等が、住み慣れた地域で快適な日常生活を送れるよう、より地域に密着したデイサービスセンター、宅老所、筋力トレーニングなどを備えた小規模多機能拠点の整備を推進する必要がある。今後、こうした小規模多機能拠点の整備を実現していくためには、現在の施設単体に対する補助制度から、市の裁量による執行を大幅に認め、計画の視点やその実施に伴い予測される成果などを評価して、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な交付金制度を創設する必要がある。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1258	12582010	千葉県	我孫子市	地域における多機能サービス拠点施設の整備と介護予防事業の推進
厚生労働省	0910010	従来の補助制度は、要介護者のための施設整備に対する補助制度であり、筋力トレーニングなどの介護予防や世代間交流のための施設、及び地域のケアマネージャー養成施設、訪問介護員(ホームヘルパー)を養成する研修所等の介護施設を支援する施設は補助対象外であるため、地域の社会福祉制度全体を充実させるうえで、地方自治体が自らその地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを企画し推進する上でのメリットが少ない。このため、今後は市の裁量による執行を認め、各種施設、設備毎の助成枠を撤廃し、計画の視点やその実施に伴い予測される成果などを評価して、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な交付金制度の創設を提案する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1261	12612010	青森県	三沢市、社会福祉法人案晴会	地域密着多機能型老人ホームの整備促進による活性化構想
厚生労働省	0910010	今後、地区住民による福祉目的利用の増加や活動の拠点として新たな取り組みがなされ、これらの活動を通して健康な高齢者の増加に繋がりが、結果として地域交流が盛んになり地域が一層活性化することが期待されるが、施設の狭隘、老朽化等により、これまで以上の取り組みに制約を受けており、これに対応し更なる福祉目的利用が実施可能な施設に整備(増改築、バリアフリー化等)する必要があるが、このような公共施設の有効利用を考えた地区福祉センターの増改築に関する補助金制度がない。また、地域において地区住民が自主的にみんなで支え合うまちづくりを推進し、総合的な福祉施策を図る上でのメリットが少ない。目的が在宅福祉向上であり、現行の要綱の主旨と同一であることから、地域福祉の拠点施設に対して、施設を整備するための対象施設の拡大と交付金化を提案する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1288	12882010	富山県	滑川市	小地域を単位とした福祉コミュニティ構築構想
厚生労働省	0910010	誰もが住み慣れた地域の馴染みの人間関係の中で安心した生活を送るためには、多様な住まいが用意され、24時間365日暮らしを支える体制の整備が必要です。そのために社会福祉法人が持つ特別養護老人ホームの機能を地域に分散し、小規模多機能施設として展開し、そこを拠点として法人の持つ人的・物的資源を日常生活圏である小学校区で活用する必要があります。小学校区に多機能施設を展開することで、一方的なサービスの提供だけでなく、地域の中で活動するボランティアを養成したり、交流できる場所、機会を提供することで人と人とのネットワークを築くことが可能となる。地域にこのような環境やネットワークを構築するために、新しい補助金制度が必要であると提案します。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1305	13052010	大阪府	社会福祉法人聖徳会	地域の福祉力を高めるまちづくり計画

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	指定通所介護事業所(デイサービスセンター)の施設・設備整備については、国庫補助の対象とされているところ。しかしながら、当該事業所に、要介護高齢者の地域生活を支援するため、一時的な宿泊(宅老所)機能を付加した場合、現行の補助制度では対応できない。 また、当該国庫補助の対象は、社会福祉法人等に限定されており、NPO法人は補助対象とされていない。 そこで、デイサービスセンターと宅老所を一体化した小規模・多機能サービス拠点として整備した場合、施設・設備整備に係る国庫補助の対象とするともに、当該サービス拠点を整備しようとするNPO法人についても、社会福祉法人等と同様、補助対象として認める。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1311	13112010	熊本県	熊本県	「地域共生」(くまもとプラン)
厚生労働省	0910010	現在は、サービス対象者別、提供サービス別になっている補助事業を一元化するとともに新たに補助対象外である在宅におけるオンコールシステム、配食サービス、バリアフリー住宅整備等を組み入れ、「地域全体の安心を支える住まいとサービスの包括的なケアシステム」としての一括整備を対象とした交付金制度を創設する。年次的に整備地域を拡充し、山間地等、これまでサービスが不十分であった地域を含む、市町村合併後の広範な地域をカバーする包括的ケアシステムとする。事業の実施にあたっては、事業内容が適正に評価され、良質なサービス提供が行われるための事後評価システム(別紙)を導入する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1328	13282010	新潟県	長岡市	「地域社会での暮らしと安心を守る包括的ケアシステムの構築」 - 地域サポートセンター(仮称)の創造 -
厚生労働省	0910010	従来の補助制度は、事業者を間接補助者とする仕組みであり、また、要介護者のための施設は、補助金はあるが介護予防や世代間交流のための施設やIT連携は補助対象外であるため、地域ぐるみでの支え合いにより、慣れ親しんだ地域の中での特性を十分に生かした個性あるまちづくりを取組む本町にとってはメリットが少ない。今後は、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な交付金制度の創設を提案する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1330	13302010	福井県	丸岡町	地域における多機能サービス拠点施設の整備と介護予防事業の推進
厚生労働省	0910010	従来の補助制度は、要介護者施設のための補助金はあるが、介護予防や世代間交流のための施設、ヘルパー養成の研修施設は補助対象外である。また、デイサービスの泊まり機能を付加すると現行の補助制度では対応できないことや、利用定員20人未満の単独型短期入所施設は補助対象にならないなど、予防から介護までの一体的な地域サービスを構築しようとすると、現行補助制度ではその効果が薄い。2015年の高齢者介護の報告の中でも、これからは、サテライト型特養や小規模多機能施設の推進が提唱されているが、そのためにも、一定の範囲内で弾力的に執行可能な交付金制度の創設を提案する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点、介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1425	14252010	岐阜県	大垣市	地域密着型小規模多機能介護サービス等整備構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910010	<p>((1)部分)</p> <p>活力ある自立した地域社会を再生するために、市民に身近な生活圏域において、地域志向・地域参画型の多機能なサービスを提供するための包括的な支援及び、その拠点となる小規模なサービス提供施設等の整備に対する基準の柔軟な適用が必要となる。</p> <p>(1)小規模特養や介護予防施設、地域交流スペース等の整備に対する包括的な支援</p> <p>(2) 各種サービスにおいて、サービス提供責任者(管理者)が兼務(統括)できるよう、省令基準要件の緩和</p> <p>小規模指定短期入所生活介護(20人未満)が指定通所介護事業所との併設も可能となるよう、省令基準要件の緩和</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点、介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1487	14872010	兵庫県	神戸市	地域包括あんしんケアシステム構想～既存施設を活用した小地域型多機能施設の展開～
厚生労働省	0910010	<p>従来の補助制度は、宅老所、介護予防や地域・世代間交流を目的とした共用スペースは補助対象外であるため、これらの施設を含めた多機能サービス拠点施設を整備するなど、自らその地域の特性を十分に反映した地域福祉を進める町にとって、総合的な施策を図る上でのメリットが少ない。今後は、市町村の裁量による執行を大幅に認め、計画の視点やその実施に伴い予測される成果などを評価して、一定の範囲内で弾力的に執行が可能な地域福祉の基盤整備に関する交付金制度の創設を提案する。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点、介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1512	15122010	和歌山県	那智勝浦町	地域における多機能サービス拠点施設の整備
厚生労働省	0910010	<p>本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢期になっても健康で生き生きとした生活を送り、地域社会において一定の役割を果たすことができる環境づくりと、介護が必要な状態になっても安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。</p> <p>現行の介護保険関連施設の整備補助制度は、事業者を間接補助者とする仕組みであり、事業者は市町村及び社会福祉法人に限られているので、市自らがその地域の特性を生かした事業を行うことはできない。そこで、現行の社会福祉施設等施設整備費補助金・社会福祉施設等設備整備費補助金・在宅福祉事業費補助金を廃止し、使途を縛らずに財源移譲を希望する。市は、交付された資金を介護基盤の整備基金として活用し、市内四地域のサービスユニット単位に民間事業者等からの事業提案を受けて基盤整備を図るものである。</p>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1519	15192010	埼玉県	志木市	志木市型あんしん介護まちづくり計画

省庁名	管 理 コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映 の 分類	概算要求への反映状況	その他	政 府 予算案 への 反映 の 分類	政府予算案への 反映の状況	予算の名称 (項)(目)(目細)	予算額 (単位:千円)	構想(プロ ジェクト)管理 番号	支援措置 提案事項 管理番号	都道 府県 名	提案 主体 名	構想(プロ ジェクト) の名称
厚生労働省	0910020	近年、欧米諸国の先進国では、高齢者の介護保険等にかかる予算の増大が懸念されることから、高齢者の健康余命を延伸させる試みがなされている。長野市にも早急に高齢者の対応策を進めていく必要があることから、信州大学教育学部、長野県短期大学、松本大学、城西病院、長野県健康づくり事業団を中心に「運動とコミュニケーション」を基盤とした、健康余命を延伸させていくプロジェクトを進めていきたい。長野市のシニアを集め、体力測定、血液検査、希望者には個々人に合った運動プログラムを設定し、「運動とコミュニケーション」の理論と実践を学び、運動習慣の継続を楽しく・仲良く・温かくをモットーに進めていく。将来的には地域の健康づくりのリーダーとして活躍できる人材を育てる。の理論と実践を学び、運動習慣の継続を楽しく・仲良く・温かくをモットーに進めていきたい。また、将来的には地域の健康づくりのリーダーとして活躍できる人材を育てていきたいと考えている。具体的には長野県健康づくり事業団にこの基盤システムを定着させ、長野市の地域モデルとしていく。その後、長野市にある6箇所の保健センターの保健師を中心に、長野県健康づくり事業団の基盤システムと同じシステムを導入していく。この間、大学の知識を活用して、体力的、精神的、社会的な評価をし、学会等で随時、発表していく。このような予防介護に関する「長野ウェルネス大学」を実施し、介護保険・国保の支払いの減少と高齢者の継続的な運動とコミュニケーションを約束することで、高齢者福祉推進事業補助金を廃止して、用途を自由化する。	平成16年度全国健康福祉祭事業費の国庫補助について(平成16年3月26日厚生労働省発老0326009号)	高齢者福祉推進事業補助金については、全国健康福祉祭(ねんりんびっく)の開催に要する経費の一部を都道府県・財団法人長寿社会開発センターに対して補助するものである。	E	高齢者福祉推進事業補助金は、「全国健康福祉祭」(ねんりんびっく)に対する補助金であり、事実誤認と思われる。  なお、高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。						1122	11222010	長野県	箕輪町、信州大学教育学部、寺沢宏次	長野ウェルネス大学構想
厚生労働省	0910030	富士河口湖町では、高齢者体力づくりの拠点とし老人保健健康増進等の事業を利用し「高齢者体力づくりセンター健康プラザ」を平成13年度に建設し、高齢者の体力づくりの支援を行っています。この施設は、平成15年度の年間利用者が述べ31,842人あり、日平均で104人の利用者がいます。利用者の中から10人を無作為抽出し、調査したところ、年間の医療費が18%削減していました。この施設の目的としている高齢者の健康的で活動的な生活活動が進みつつあることが伺えます。 このように、この事業は、高齢者の健康づくりを目的とし、これにより、町の医療費負担の減少につながり、現在の日本の深刻な問題となっている、高齢者社会の問題の解消と、これからの高齢者社会の向かうべき姿になっていると思います。 今後この事業は、施設整備の充実と利用者の増加を目的として展開させていく予定です。 このために、平成13年度平成14年度に行われた老人保健健康増進等事業を、単年度のものではなく、施設の改修やリニューアル、設備機器の購入等に対しても事業の範囲を拡大して推進していただくことにより、高齢者体力づくり施設の整備充実を図ることができ、より健康的な高齢化社会を形成することにつながります。	老人保健事業推進費等補助金交付要綱	老人保健事業推進費等補助金は、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とし、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対し助成を行っているものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。 なお、老人保健事業推進費等補助金は、老人保健及び健康増進等に関わる「先駆的、試行的」な「調査研究」や「モデル事業」に対し補助を行うものであるため、毎年度の社会状況等に応じて「先駆的、試行的」であるかを判断する必要があり、また、「調査研究」や「モデル事業」に対する支援を行うものであるという性質上、施設整備等に対して補助対象とすることは困難と考えている。		「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費 (目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1136	11362010	山梨県	富士河口湖町	高齢者体力づくり支援構想	
厚生労働省	0910040	高齢者生活福祉センターの運営補助要件である、指定通所介護事業所等を併設した施設について、「指定通所介護事業所等」に「高齢者生きがい活動支援通所事業所」を含める。	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」の3	生活支援ハウス運営事業が、補助金の交付対象となるには、在宅福祉事業費補助金の国庫補助について(平成4年3月2日厚生省発老第19号)の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」において、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づいて行う事業であることとしている。	D	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)の別紙「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱」において、生活支援ハウス運営事業の実施施設として、「老人デイサービスセンター等」の一類型である生きがい活動支援通所事業を行う施設に居住部門を合わせるものも認めており、現行制度においても対応可能。			(項)社会福祉諸費 (目)在宅福祉事業費補助金 生活支援ハウス運営事業費	廃止・一般財源化	1218	12181010	兵庫県	温泉町	温泉町高齢者生きがいづくり計画	
厚生労働省	0910050	一つの事業所で高齢や障害、児童など多様なサービスを提供するときに、それぞれの運営基準を設けるのではなく、一定の要件を満たせば運営が可能となるような制度の構築を提案します。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。		「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費 (目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1305	13051020	大阪府	社会福祉法人聖徳会	地域の福祉力を高めるまちづくり計画	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910060	現行介護保険制度では、「要介護状態にならないための介護予防サービス」を介護保険法の保険給付に位置付けられていない。このようなサービスへの介護保険による給付を求める。	介護保険法第4章第4節	要支援者については、予防給付として居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支援住宅改修費及び居宅支援サービス計画費等を支給している。	D	現行制度においても、要支援者については、予防給付として居宅支援サービス費、居宅支援福祉用具購入費、居宅支援住宅改修費及び居宅支援サービス計画費等を支給している。 なお、昨年5月より、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに係る検討を行ってきたところであるが、本年7月30日に取りまとめられた同部会の報告書においては、「要介護状態になる前の段階から要支援、要介護1程度までの高齢者について、統一的な体系の下で、効果的な介護予防サービスを提供するシステムを構築する」等とされており、こうした報告書等を踏まえ、平成17年通常国会への改正法案の提出に向け、さらに検討を進めていく予定である。						1340	13401010	東京都	日野克彰	介護予防促進特区
厚生労働省	0910070	「要介護状態にならないための介護予防」を広く一般の高齢者に普及させるため、要介護認定を受けていない高齢者へのサービス支給を求める。	老人福祉法第13条 老人保健法第3章第2節	<介護予防・地域支え合い事業> 在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施。  <老人保健事業> 国民の老後における健康の保持の確保を図ることを目的として、市町村が40歳以上の居住者に対して実施。	D	現行制度においても、要介護認定の非該当者に対して介護予防・地域支え合い事業(介護予防事業、高齢者筋力向上トレーニング事業等)等によるサービスが提供されている。 なお、昨年5月より、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに係る検討を行ってきたところであるが、本年7月30日に取りまとめられた同部会の報告書においては、「要介護状態になる前の段階から要支援、要介護1程度までの高齢者について、統一的な体系の下で、効果的な介護予防サービスを提供するシステムを構築する」等とされており、こうした報告書等を踏まえ、平成17年通常国会への改正法案の提出に向け、さらに検討を進めていく予定である。			(項)社会福祉諸費 (目)在宅福祉事業費補助金 介護予防・地域支え合い事業費	30,000,000	1340	13401020	東京都	日野克彰	介護予防促進特区	
厚生労働省	0910080	「要介護状態にならないための介護予防」を広く一般の高齢者に普及させるため、一般高齢者への誘引措置として、「サービス未受給の状態に要介護状態になった」際の、本人負担割合の引上げが可能となる特例措置を求める。	介護保険法第41条第4項、第48条第2項	保険給付及び予防給付については、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額を給付することとしている。	C	介護予防に係るものを含め、介護サービスを利用するか否かは利用者の選択に委ねられるべきものであり、利用の有無によって本人負担の割合に差を設けることは、社会保険制度の下での公平性等の観点から困難と考えている。 なお、現在、介護保険制度の見直しの中で、介護予防の推進の観点から、必要な見直しを検討しているところである。						1340	13401030	東京都	日野克彰	介護予防促進特区
厚生労働省	0910090	老人保健事業推進費等補助金の研究事業の期間の延長	老人保健事業推進費等補助金交付要綱	老人保健事業推進費等補助金は、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とし、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対し助成を行っているものである。	C	老人保健事業推進費等補助金は、老人保健及び健康増進等に関わる「先駆的、試行的」な調査研究やモデル事業に対し補助を行うものであるため、毎年度の社会状況等に応じて「先駆的、試行的」であるかを判断する必要があり、翌年度以降も補助対象とすべきかどうかを事前に判断することは困難と考えている。  なお、同じ研究事業について、複数年度にわたり連続して申請をしていただくことは可能であり、「先駆的、試行的」と判断できれば、補助の対象とさせていただきますこととなる。						1373	13732010	福島県	喜多方市	高齢化と共生する「太極拳のまち」の創造



省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910100	・在宅福祉、介護予防・地域支え合い事業等において、住民参加による要支援者（高齢者に限らず、地域において福祉ニーズを有する障害者、児童など様々な対象者）への「共生のまちづくり」活動に対し、補助制度をメニュー化（要件緩和等）し、助成措置を講ずる。	介護予防・地域支え合い事業の実施について（平成13年5月25日老発第213号）別紙「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」	在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対して補助を行っている。	C	介護予防・地域支え合い事業は、在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対して補助を行っている。  なお、介護予防・地域支え合い事業（在宅福祉事業費補助金）等の市町村事業の位置づけについては、社会保障審議会介護保険部会の報告（「介護保険制度の見直しに関する意見」平成16年7月30日）において、「介護保険制度内の事業として位置づけ直すことが考えられる」とされているところであり、この報告を踏まえながら、平成17年通常国会へ法案提出を予定している介護保険制度見直し等の中で検討してまいりたい。						1462	14622010	富山県	富山県	地域福祉コミュニティの構築
厚生労働省	0910110	・老人デイサービス施設の国庫補助対象として、NPO法人を追加する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日厚生省社第409号）別紙「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」の6	老人デイサービスセンターについて、整備費負担（補助）金の交付対象は、直接負担（補助）事業の場合においては都道府県又は指定都市若しくは中核市、間接負担（補助）事業の場合においては市町村又は社会福祉法人としている。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。		「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	（項）社会福祉施設整備費（目）地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1462	14622030	富山県	富山県	地域福祉コミュニティの構築	
厚生労働省	0910120	自治体を持つ「可動床式運動浴槽」を有する健康増進施設について、民間事業者が運営ソフトを導入し、地域住民の疾病予防、健康増進活動をおこなう時、施設整備費のみでなく立ち上げ期間に必要な運営ソフト費用にも活用できるよう、保健衛生施設等施設整備費補助金、保健衛生施設等設備整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、介護保険事業費補助金、老人保健事業推進費等補助金、在宅福祉事業費補助金、高齢者福祉推進事業費補助金を廃止し、それを財源として「予防医療、介護」に役立つものであれば用途を一切限定しない形で自治体が使えらる「予防医療、介護交付金」を創設すべきである。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担（補助）について（平成3年11月25日厚生省社第409号）  在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月2日厚生省老発第19号）  平成16年度全国健康福祉祭事業費の国庫補助について（平成16年3月26日厚生労働省発老0326009号）	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担（補助）するものである。  在宅福祉事業費補助金については、在宅の老人等の福祉の推進を目的に市町村が行う「介護予防・地域支え合い事業」等に対し、経費の一部を補助しているところである。	C	老人保健健康増進等事業補助金等については、老人保健等に係る先駆的・試行的な事業の支援等それぞれの趣旨から助成の必要性があり、施設整備費補助金との統合・廃止は困難である。  なお、高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。					1520	15202010	長野県	有限会社ファイ	健康増進施設活性化プロジェクト	
厚生労働省	0910130	システム開発への支援 大学（ホームヘルパー養成講座・フォローアップ研修、職能ライセンス認定、PC研修）への支援 訪問介護事業者（事業運営、企業間連携、質の高い福祉業務の提供、地域内雇用）への支援	老人保健事業推進費等補助金交付要綱	老人保健事業推進費等補助金は、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とし、老人保健及び健康増進等に関する先駆的、試行的な事業に対し助成を行っているものである。	D	老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な調査研究やモデル事業に対する支援として「老人保健事業推進費等補助金」がある。 ご提案の構想内容が十分に明らかでないが、事業内容が「先駆的、試行的」であると判断される場合には、同補助金による支援を行うことが可能である。			（項）老人福祉費（目）老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）	2,000,000	1550	15502010	北海道	石狩市	地域密着型新健康・介護サービスシステム構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910140	豊中市は、独り暮らし高齢者世帯の割合が、全国平均より1割も高い状況にある。しかし、現行、介護認定制度では、予防介護の視点が薄い状況にある。指定通所介護事業所は、介護保険制度における要介護認定者のみの利用に限定されるため、虚弱傾向にある介護保険制度非該当者は利用できない状況にある。この指定通所介護事業所について、独り暮らしであって、要介護状態にない高齢者の利用を可能にすることにより、自立生活の延伸につながる。また、大阪国際空港周辺の第2種区域外に存する移転保障跡地のうち、指定通所介護事業所の近隣に位置する未利用跡地について、市が無償貸与を受け、これを農園として指定通所介護事業所の管理するところとし、この農園において、高齢者や保育所等児童、市民が農作業を行うことにより、利用者同士の交流が図れ、介護状態への進行防止等予防介護の効果が期待できることから、この事業実現に関連する補助金について、地方の自主性・裁量を発揮できるよう、用途の自由化を図られたい。また、この取り組みを通して指定通所介護事業所を地域の社会福祉資源とし、予防介護の推進拠点や地域福祉・地域交流の推進の場として活用することができる。	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)	指定居宅サービス事業所がサービス提供をするにあたっては、当然ながら要介護者等に対するサービス提供を優先する必要があるが、介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者以外の者に対するサービス提供を行うことは可能であり、要介護者等以外の者が全額自己負担により指定通所介護事業所を利用することは現行制度において可能である。  なお、平成16年度予算において、介護予防・地域支え合い事業のうち「生きがい活動支援通所事業(生きがいデイサービス)」を一般財源化しており、当該経費については、既に、地方財政措置が行われているところ。	D							1647	16472010	大阪府	豊中市	お達者あんしん高齢者サービスセンター構想
厚生労働省	0910150	少子高齢化が進展する中、介護予防、高齢者・障害者の社会参加、子育て支援などが今後の福祉分野の課題となっている。また、中心市街地の空洞化が進んでおり、活性化と高齢社会に対応したまちづくりが急務となっている。このため、富山市が中心市街地に介護予防拠点として、さらに子供や障害者も集える施設として(仮称)まちなか交流センターを整備し、中心市街地の活性化を推進する。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省令第409号)	社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。	A	高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費(目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1648	16482010	富山県	富山市	福祉のまちづくりによる中心市街地活性化推進構想
厚生労働省	0910150	要介護認定者数が増加傾向にあり、要介護度の改善率も低い状況にあることから、今後、介護予防や介護状態の改善等に積極的に取り組む、高齢者が住み慣れた地域で元気に、そのらしい生活を送ることが、地域の活性化につながるものと考えている。高齢者リハビリテーションについては、パワーリハビリテーションが、介護予防・痴呆の回復等に大変効果があり、今後、この事業を拡充していくために、介護予防事業の拠点となる施設を整備し、併せて指導者の育成を図る必要がある。介護予防・リハビリテーションは個々の目標や内容に検討、効果の把握が必要で、そのためには一体的な提供が必要である。介護予防事業に対する補助金は補助項目が細部に分かれている等、活用しにくい面があり、次の関連補助金を廃止し、用途を自由化することが必要である。【関連補助金】老人保健事業費補助金、在宅福祉事業費補助金(介護予防・地域支え合い事業：高齢者筋力向上トレーニング事業費、介護予防生きがい活動支援事業費、在宅介護支援事業費他)	老人保健法(昭和57年8月17日法律第80号)第12条-第24条  「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号)の別紙「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」	市町村が実施する保健事業(健康診断、健康教育等)に必要な経費の一部を国が負担している。  介護予防・地域支え合い事業において、在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対して補助を行っている。	C	老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等の市町村事業の位置づけについては、社会保障審議会介護保険部会の報告(「介護保険制度の見直しに関する意見」平成16年7月30日)において、「介護保険制度内の事業として位置づけ直すことが考えられる」とされているところであり、こうした議論を踏まえ、平成17年通常国会へ法案提出を予定している介護保険制度の見直しの中で一体的に検討されるべきものであると考えている。						1649	16492010	富山県	富山市	介護予防・リハビリテーションの再構築
厚生労働省	0910150	地域ケア体制の推進には、居宅介護支援事業をあわせ持ち、地域の在宅介護の拠点となっている「在宅介護支援センター」を核とした地域でのふれあい・助け合い・支えあい活動こそが、保健・医療・福祉との連携を円滑にし、高齢者の実態に即した、地域社会の再生につながるのではないかと考えている。今後は、障害者やさまざまな疾病をもった方も地域で暮らしていけるような地域社会を構築するため、「在宅介護支援センター」を「地域ケアセンター」として、その機能を拡大し、住民の誰もが自宅から歩いて相談に行けるような場所に設置することが望ましい。地域の自治力を再生し、総合的な地域ケア体制を推進していくには、「在宅介護支援センター運営事業費」、「介護予防・地域支え合い事業費」等の補助金は、補助項目が細部に分かれている等、活用しにくい面があることから、以下の関連補助金を廃止し、用途を自由化することが必要である。【関連補助金】(大分類)在宅福祉事業費補助金、(中分類)在宅介護支援センター運営事業費・介護予防・地域支え合い事業費(介護予防・生きがい活動支援事業・高齢者地域支援体制整備・評価事業・痴呆にやさしい地域づくりネットワーク形成事業ほか)	「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日老発第654号)  「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日老発第213号)の別紙「介護予防・地域支え合い事業実施要綱」	在宅介護支援センターは、高齢者やその家族等に対し、身近な場所での介護等に関する相談に応じるとともに、介護予防・生活支援サービスの調整等を行うことにより、在宅高齢者に対する総合的な支援を行うものである。  介護予防・地域支え合い事業において、在宅の高齢者に対し、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を送ることができるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する事業に対して補助を行っている。	C	在宅介護支援センターは、社会保障審議会介護保険部会の報告(「介護保険制度の見直しに関する意見」平成16年7月30日)において、その「再編や統廃合、居宅介護支援事業所との役割分担の明確化などを図りつつ、市町村を責任主体とし、「地域に開かれた」センターとして十分機能できるような運営主体の在り方について検討する必要がある」とされているところ。 また、介護予防・地域支え合い事業等の市町村事業の位置づけについては、同報告において、「介護保険制度内の事業として位置づけ直すことが考えられる」とされているところ。 今後の在宅介護支援センター運営事業及び介護予防・地域支え合い事業の在り方については、こうした議論を踏まえ、平成17年通常国会へ法案提出を予定している介護保険制度の見直しの中で一体的に検討されるべきものであると考えている。						1650	16502010	富山県	富山市	地域ケア体制推進構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910160	平成15年6月6日障第0606001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給対象となる児童について」中の1(1)に示された児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給対象児童の制限を撤廃し、支給対象を18歳未満まで引き上げる。 支援費に係る補助金については、デイサービスを利用することでホームヘルパーの利用が減ることから、相当する在宅福祉事業費補助金(知的居宅介護事業相当分)と在宅心身障害者福祉対策費(児童デイサービス事業)を統合し、相当分について振り替えることで対応ができるものと思われる。	平成15年6月6日障第0606001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給対象となる児童について」	児童デイサービス事業の対象児童は、通園による指導になじむ障害のある児童を基本とするが、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児(小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童)を対象とすることができるものとされている。	A	児童デイサービス事業は、通園による指導になじむ障害のある児童を対象とすることを基本としつつ、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児を対象とすることができるとされているところであり、中高生は対象となっていないが、障害のある中高生等については、養護学校等下校時に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトを目的として、デイサービス事業所等で中高生障害児を預かり、社会に適應する日常的な訓練をする事業として、障害児タイムケア事業(仮称)を概算要求しているところである。			(項)児童保護費 (目)児童保護費等補助金 (目細)在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金	805,336	1112	11122010	愛知県	津島市、NPO法人 Peek-a-Boo	交流湊つしま彩生計画	
厚生労働省	0910170	【現状】 ・障害児に対するデイサービスは、平成15年度から支援費制度に移行したが、法律上18歳未満の障害児が利用できる規定であるにもかかわらず、補助金交付要綱で国庫補助対象とされているのは、原則就学前の幼児(例外的に小学生まで可能)であり、中学生以上にはサービスの提供ができない。また、指定基準(厚生労働省令)等により定員が固定されているが、長期休暇時等の一時的利用が困難なため、日中活動の場の確保について保護者からの要望が強い。 【提案】 ・対象者の拡大(18歳未満の全ての障害児に拡大) ・定員の弾力化(長期休暇中の利用定員枠を弾力的に運用) 【効果】 ・継続的なサービスの提供(限られた財源の適正な配分) ・地域の実情にあったサービスの提供(地域のニーズにマッチ)地域の再生・活性化	児童福祉法 児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準 平成15年6月6日障第0606001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給対象となる児童について」	児童デイサービス事業の対象児童は、通園による指導になじむ障害のある児童を基本とするが、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児(小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童)を対象とすることができるものとされている。 長期休暇中等に定員を増加する場合には、増加数に対応した人員配置を行った上で指定を取り直す必要がある。	A	児童デイサービス事業は、通園による指導になじむ障害のある児童を対象とすることを基本としつつ、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児を対象とすることができるとされているところであり、中高生は対象となっていないが、障害のある中高生等については、養護学校等下校後に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイトを目的として、デイサービス事業所等で中高生障害児を預かり、社会に適應する日常的な訓練をする事業として、障害児タイムケア事業(仮称)を概算要求しているところである。			(項)児童保護費 (目)児童保護費等補助金 (目細)在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金	805,336	1322	13222030	愛媛県	愛媛県	WE DO えひめ福祉 構想	
厚生労働省	0910180	精神障害者社会復帰施設に対する運営費(補助金)は、用途が限定されており、施設運営に必要なものであっても、車輛の購入は認められていない。 車輛購入が認められるよう、固定資産取得支出を、国庫補助対象経費に認めてもらいたい。 また、本市には、精神障害者社会復帰施設を運営している社会福祉法人があり、社会福祉法人の会計基準では、将来的に安定した施設運営が行えるよう、積立金の制度が認められているが、積立金は国庫補助金の対象としては認められていない。 精神障害者社会復帰施設が長期的視野に立ち、安定した施設運営ができるよう、国庫補助対象に、将来の用途を明確にした修繕積立金及び備品等購入積立金を認めてもらいたい。	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱	車輛の購入については、現行制度においても、備品購入費の名目で補助金の対象として認められている。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条第4項において、国は、予算の範囲内において、都道府県に対して精神障害者社会復帰施設の設置運営に要する費用の補助をすることができる旨定められている。	D C	車輛の購入については、現行制度においても、備品購入費の名目で補助金の対象として認められている。 修繕費及び備品購入費の交付決定については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)により、予算に基づき、年度ごとに補助の対象とすべきかどうか判断する必要があることから、修繕積立金及び備品等購入積立金を補助対象として認めることはできない。			(ア)精神障害者社会復帰施設運営費の内数 (イ)保健衛生施設等設備整備費補助金のメニューとして計上	(ア)200,855,434の内数 (イ)4,670,000の内数	1537	15372010	福岡県	北九州市	精神障害者施設運営費補助	
厚生労働省	0910190	障害者の生活の場を、「施設から地域・家庭へ」転換するため、知的障害者及び精神障害者グループホームについて、入居定員などの要件に関し地域の実情に応じた対応を図り、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で」支援費・補助金の支給を伴う福祉サービスの提供が利用できるようにする。	知的障害者福祉法第15条の17第2項 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準第84条 精神障害者居宅生活支援事業の実施について(平成14年3月27日付け障発第0327005号障害保健福祉部長通知) 精神障害者地域生活援助事業運営要綱3、6	現行制度において、知的障害者グループホーム及び精神障害者グループホームの規模等については、知的障害者グループホーム ・入居定員：4人から7人 ・事業運営主体(申請者) 精神障害者グループホーム ・入居定員：4人以上 ・事業運営主体(申請者)等となっている。	D	知的障害者グループホームは、共同生活を営む知的障害者に対して、日常生活における援助等を行うことにより自立生活を助長することを目的とする事業であるが、限られた資源の有効活用及びまとまりの良さ等を勘案し、入居定員を4人以上7人以下と設定しているところである。 ただし、入居定員未満の入居者をもって事業の運営を行うことは、現行制度においても可能である。 また、支援費制度の対象となる知的障害者グループホーム事業については、事業の安定的・継続的な運営を担保するため、事業実施主体を法人に限定しているところである。 精神障害者グループホームは、地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことにより自立生活を助長することを目的とする事業であり、その趣旨に鑑みて入居定員を4人以上と設定しているところである。 ただし、入居定員未満の入居者をもって事業の運営を行うことは、現行制度においても可能である。 また、個人が精神障害者グループホームを経営することは現行制度においても可能である。			(項)児童保護費 (目)児童保護費等補助金 (目細)在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金(H18.1~) (項)障害者自立支援給付費 (目)障害者自立支援給付費負担金	12,821,458	1563	15632010	千葉県	千葉県	「健康福祉千葉特区」(拡充)	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910200	グループホームは、知的障害者及び精神障害者については、法令により制度化されているが、身体障害者については現在、法令による制度がない。身体障害者でも、グループホームと同様の福祉サービスの提供を利用できるようにし、「施設から地域・家庭へ」という福祉政策の転換を推進する。	身体障害者福祉法第4条の2	現行制度上、グループホームは、知的障害者及び精神障害者について設けられている。	D	障害者が身近な地域において生活することができるよう、施設から地域生活への移行を進める観点から、本来的な地域移行への段階的な形態として、小規模な施設である福祉ホームやグループホームが制度化されているところであるが、知的障害者福祉ホームや精神障害者福祉ホームが定員10名以上とされているのに対し、身体障害者福祉ホームは定員5名以上となっており、知的障害者グループホームや精神障害者グループホームとほぼ同等(定員4人以上)であり、御提案の内容は現行制度においても対応可能である。			(項) 身体障害者保護費 (目) 身体障害者福祉費補助金	130,339	1563	15632020	千葉県	千葉県	「健康福祉千葉特区」(拡充)	
厚生労働省	0910210	障害者が住み慣れた地域で安心して当り前に生活できる社会の実現は今日の大きな課題であり、在宅生活を支援する通所授産施設の実現は実現に向けての要素でもある。豊中市でもこの理解のもとに、市民が自主的、主体的に運営している福祉作業所(無認可)の基盤の安定化を図る観点から、余裕教室をこの運営主体に貸与し社会福祉法人格の取得と通所授産施設の整備の促進を支援している。しかし、現行では、貸与物件(法人では借用物件)への施設整備、設備整備補助はできないとの見解が示されている。障害者の自立支援、民間活力の活用、市民と行政との協働による事業推進等の観点から、この規制を緩和されたい。	余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について(平成11年3月24日 社援709)	現行制度上、貸与物件への施設整備、設備整備補助は原則として行っていない。	C	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の交付決定に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)により、補助事業等により取得した財産及び効用が増加した財産については処分の制限をかけることとなっているところであるが、貸与物件については制限をかけることが困難であるため、「余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について」(平成11年3月24日社援709号)においても、建物の所有者である市町村を補助対象としており、貸与物件により事業を行う社会福祉法人に対する施設整備費等の交付は原則として行っていないところである。					1646	16462010	大阪府	豊中市	余裕教室活用による障害者施設整備構想	
厚生労働省	0910220	急激な少子高齢化、核家族化の傾向が著しくなるとともに、保護者の子育てに関する価値観も多様化してきている中、就学前教育の重要性を踏まえ、保護者のニーズにあった幼児育成機能が充実された施設を整備し、幼稚園、保育園の区別なく地域の特色を生かした環境のもとで小学校教育につなげていく幼保一元化を早期に実現させていただきたい。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である 現在保育所と幼稚園の共用化施設において合同保育を実施するために、構造改革特区において幼稚園と保育所の合同活動事業を認めている	C	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。					1094	10942010	大阪府	㈱アメリカンビレッジスクール	次世代育成成型幼保一元化構想	
厚生労働省	0910230	保育所の設置主体は、従来から認められていた社会福祉法人に加えて、近年、株式会社、学校法人、NPOなど多様な主体による設置が認められるようになるなど規制緩和が進められている。一方、保育所整備への補助については、社会福祉法人が保育所を設置する場合は、基準額の3/4を限度に補助されるのに対して、社会福祉法人以外が保育所を設置する場合は、原則として補助を受けられないこととされている。 本県では、幼稚園と保育所の連携を進めるとともに、待機児童の解消を図るため、県単補助制度を設けて、学校法人が設置する幼稚園に保育所を併設する幼保一体施設の整備を進めているが、国庫補助制度がないため、社会福祉法人への補助に比べ、補助額に大きな開きが生じている。このため、保育所整備に関する国庫補助の対象に学校法人を加えることにより、既存の幼稚園に保育所を併設する幼保一体施設の整備を促進しようとするものである。	児童福祉法第56条の2	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である 現在保育所と幼稚園の共用化施設において合同保育を実施するために、構造改革特区において幼稚園と保育所の合同活動事業を認めている	C	社会福祉法人は、行政による役員の解職勧告や法人の解散命令など、社会福祉法に基づく特別の規制・監督を受けている。 学校法人については、社会福祉法人が服している社会福祉法に基づく特別の規制・監督に服してはいないため、社会福祉施設整備等国庫補助金による補助を行っていない。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。					1226	12262010	埼玉県	埼玉県	こどもいきいき育成構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910240	保育所運営費について、現在は「人件費・事務費・事業費」に充当することが原則である。また、余剰金の用途の緩和は図られているがその他の経費に充当する場合でも、保育所事業に係る土地・建物の賃借料や借入金利息、子育て支援事業に係る整備費等に限定されている。これらの規制を撤廃し、用途制限を設けずに事業者に交付するもの。	保育所運営費の経理等について	保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している	C	保育所運営費については、待機児童対策や多様なニーズに対応するため、今まで用途制限の緩和を行ってきたところである。保育所の土地・建物の賃借料、保育所の建物・設備の整備・修繕、環境の改善に要する経費について、平成16年3月から運営費の3ヶ月相当まで拡大したところである。保育所運営費国庫負担金は保育に欠ける児童を保育所において保育する場合の保育費用について、最低基準を維持するための費用として国が負担しているものであり、その用途制限の弾力化には自ずと限度があるものと考えており、用途制限を設けず交付することは困難である。						1237	12371010	東京都	墨田区	保育所を活用した地域子育て支援特区構想
厚生労働省	0910250	日本の社会構造の急激な変化に伴い、旧来の子育ての環境は急変し、当の子供、そして一番の子育ての担い手である母親へ、そのしわ寄せが行き、不幸な事件が後を断たない。地域として「声なき声」にどの様に対応していくか、早急に取り組むべき課題であり、地域に住む子育て経験者、保健所等従来の保育環境も有効利用し、子育てに悩む保護者の駆け込み寺の存在として小規模でも柔軟な保育サービスができる環境整備に早急に取り組む必要がある。又、サービス内容も「単なるお預かり」でなく「教育的要素」も盛り込んだ施設作りが、次世代の人格形成には必要だと判断から、幼児教育と保育を一元化した「総合施設」の設置を認めて頂きたい。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である	C	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うための地域子育て支援センターの整備促進と、専業主婦家庭の育児疲れ解消等を目的とした一時保育事業の推進を、それぞれ新エンゼルプランに基づき、現在進めているところである。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。					1244	12442010	大阪府	柿木美和	次世代育成型幼保一元化構想	
厚生労働省	0910260	現在、いわゆるミニ学童保育(保育所地域活動事業(小学校低学年児童の受入れ))は、保育所での実施しか認められていない。放課後児童の安全な居場所の確保と保護者の就労支援を図ることは、少子化対策を推進する上でも重要である。そこで、地域資源を活用しながら身近な地域での子育て支援の展開を図るため、身近な地域で保育所におけるミニ学童保育の実施が困難な場合において、デイサービスセンターでの実施が可能となるよう、特別保育総合推進事業の当該部分と、放課後児童健全育成事業の弾力的な運用を可能にし、保育所以外の場所でのミニ学童保育の実施を可能にするのと同時に、放課後児童クラブ施設整備事業の対象を見直し、ミニ学童保育に係る設備整備補助を可能にする。	特別保育等実施要綱	放課後児童健全育成事業の実施場所については特に制限を設けず、地域の実情に応じ多様な場所で行われている。保育所地域活動事業における小学校低学年児童の受入れについては、保育所の専門的機能に頼りがみ保育所に限定しているところ。	C	保育所地域活動事業における小学校低学年児童の受入れについては、児童福祉施設としての保育所の有する専門的機能を活用し、保育所入所児童と一体となった活動を行っているものであり、これを保育所以外に拡大することは事業の性質上困難である。また、放課後児童クラブについては、予算の制約や事業の効率性等を勘案して、10人以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としているところであり、現在、その要件の緩和は考えていない。保育所地域活動事業については、保育所の施設・設備を活用することを前提としており、さらに設備補助を行うことは考えていない。なお、社会福祉施設にかかる設備整備費については、平成16年度から国庫補助申請事務の間際化の観点から、施設整備費に統合したところであり、放課後児童クラブにかかる設備整備費のみを単独で補助することは困難である。					1311	13112020	熊本県	熊本県	「地域共生」くまもとプラン	
厚生労働省	0910270	【現状】 ・保育事業費に係る補助金は、特別保育事業費等補助金、乳児保育促進対策費等補助金など細分化され事業毎に採択されている。このため、頻繁な事業の改廃、予算不足の事業については大幅な採択基準の引き上げなどにより、地域においては事業の継続実施に支障が生じるなど、地域の要望とミスマッチを起している。 【提案】 ・補助事業の選択制の導入 (国)補助事業の統合・メニュー化(事業毎の採択を廃止) (国)全体計画及び都道府県別補助基準額の決定 (都道府県)補助基準額の範囲内で、地域の要望に基づき事業を実施(継続的事业、特別対策事業のメニューから選択) (国)第三者による評価、次年度配分に反映 【効果】 ・地域の自主裁量性の確保 ・継続的サービスの提供 地域の再生・活性化	特別保育等実施要綱	特別保育事業は、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を推進することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的としている	C	仕事と子育ての両立支援や地域の子育て支援等を目的とする特別保育事業は、保護者の就労状況等に応じた様々なニーズへの対応を図るため、様々な目的に応じた補助事業を実施しているところであるが、現在、待機児童ゼロ作戦や新エンゼルプランなどに基づき、延長保育や一時保育等の推進を図っており、また、本年6月に閣議決定された少子化社会対策大綱においても政府として引き続き推進を図ることが明確化されていることから、これらの事業については地域差なく事業毎のニーズや取組状況に応じた財源を確保する必要があるため、地域の自主性を確保した、効率的な補助の仕組みについて研究してまいりたい。					1322	13222020	愛媛県	愛媛県	WE DO えひめ福祉 構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910280	<p>&lt;地元主導型共同店舗支援&gt; つどいの広場事業の対象者は、商店街振興組合、NPO法人、社会福祉法人等となっている。集客力のある地元事業者で開発した共同店舗でも同事業が実施できることにより、親子の交流の場として整備することにより、事業のさらなる効果が発揮される。</p> <p>&lt;商店街支援、地元主導型共同店舗支援&gt; つどいの広場事業の事業内容は、子育て親子の交流、集いの場の提供、子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施となっている。この事業に、子供の一時預かりも加えることで、商店街や共同店舗で親が気軽に安心して買い物ができる環境が整備される。</p>	つどいの広場事業の実施について(平成14年4月30日雇児発第0430005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知特別保育事業費等の国庫補助について(平成7年7月12日厚生省発児第133号厚生事務次官通知)	つどいの広場事業は、子育て中の親子が、身近なところでいつでも安心して気軽に集える場所を提供することを目的としており、主体に制限を設けることなく、地域における子育て支援の担い手である特定非営利活動法人又は民間事業者等の活動を活性化することも視野に入れ推進を図っているところ。実施場所についても、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、マンションの一室など、特段の制限を設けていないことから、提案された共同店舗でも実施は可能となっている。	D	つどいの広場事業は、子育て中の親子が、身近なところでいつでも安心して気軽に集える場所を提供することを目的としており、主体に制限を設けることなく、地域における子育て支援の担い手である特定非営利活動法人又は民間事業者等の活動を活性化することも視野に入れ推進を図っているところ。実施場所についても、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、マンションの一室など、特段の制限を設けていない。			(項)児童保護費 (目)次世代育成支援対策交付金	( )次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)として一括計上(34,567,934)	1461	14612030	富山県	富山県	中小商業施設「憩いの広場」整備計画(SKY-PLAZAプロジェクト)	
厚生労働省	0910290	<p>東海地震発生の可能性が懸念される中、本市においても地域防災計画を策定し、各種防災活動の総合的かつ計画的な実施を図っており、現在市内小中学校をはじめ、民間住宅に対する耐震補強、診断を重点事業として取り組んでいる。災害時の市民の生命や財産を保護し、被害を最小限に軽減するため、今後更なる取り組みを推進する必要があるが、その際次の様な問題点が考えられる。</p> <p>各公共施設や民間住宅などに関する国庫補助負担金は、同一の目的であっても、所管省庁がその施設の管轄ごとに分散されている。その他、道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等のライフライン整備についても同様の状態である。したがって、各分野での耐震に対する一体整備を実施する際にも、その手続きに膨大な事務量を要することが足かせとなり、効率的な資金運用の弊害となっているだけでなく、計画的なまちづくりが実施しにくい状況にあり、地域裁量が発揮しにくい。</p> <p>国の財政措置は、対象施設によっては国庫補助負担金ではなく、起債対象としてその事業を認めているものもあるが、現在の市の財政状況では起債による事業実施には限界があり、事業進捗が遅れる、または滞ることが想定される。</p>	社会福祉施設等設備整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)等	耐震設備についての補助は、各補助事業ごとに行っている。	C	施設整備に係る現行の国庫補助負担金は、異なる機能を有するそれぞれの施設の必要性を踏まえ、真に整備が必要な施設について補助を行うために体系づけられているものであることから、本来の補助目的の異なる施設について、耐震目的での国庫補助負担金の統合は行っていない。				1509	15092010	愛知県	犬山市	犬山安心・安全まちづくり推進構想		
厚生労働省	0910300	<p>児童館をPFI手法で設置する場合、社会福祉整備事業及び社会福祉施設等施設整備事業負担(補助)金交付要綱において児童福祉法第35条第4項に規程する児童館は国庫補助の対象とならないため、児童館建設についてもPFI事業に係るイコールフットリングの適用について配慮すべきと思われる。</p>	児童福祉法第40条児童館の設置運営について(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)児童厚生施設整備費の国庫補助について(昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知)	児童館の施設整備については、児童厚生施設整備費交付要綱に基づき国庫補助を行っている。	D	児童厚生施設整備においては、既存建物の買収に要する費用が建物を新築することより効率的であると認められる場合や、厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設の施設整備費も交付の対象としているところであり、PFI手法による整備を排除しているものではない。			(項)児童育成事業費 (目)児童育成事業費補助金 (目)中の積算内訳)児童厚生施設等整備費補助金	1,905,614	1521	15212010	愛知県	東郷町	子育て支援構想	
厚生労働省	0910310	<p>小学校、幼稚園、児童館に関する補助金について、包括的に一本化して交付する制度として統合する。各施設の補助基準についても、施設・設備の共同利用が図れるように要件の改善を行う。</p>	社会福祉施設等設備整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について	保育所及び児童館は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である。現在保育所と幼稚園の共用化施設において合同保育を実施するために、構造改革特区において幼稚園と保育所の合同活動事業を認めている	C	ご提案の施設はそれぞれ異なる設置の目的を持っており、それぞれの施設に係る補助金には個々に政策目的、補助目的があり、一括りの包括補助金化を行うことは困難である。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。				1526	15262010	東京都	千代田区	児童の教育・健全育成と連携した地域活性化構想		

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910320	自治体が提案する地域活性化のためのプロジェクト等の推進にあたっては、対応する個々の補助金では、対象範囲の限定等により用途制限が伴うと同時に、二重補助を回避しつつ財源確保に奔走する状況である。具体的には、中心市街地商店街や駅前等の既存建物である空き店舗を保育所、地域子育て支援センター及び一時保育等の保育サービス提供施設として活用して商店街の活性化や賑わいの創出に結びつけたい地域の要求を踏まえ商店街活性化事業を行う場合には、複数の省の所管する補助金を活用することになる。また、志木市型商店街活性化プランを導入し、地域再生事業を総合的かつ一体的に行う場合にも、個々の事業補助の使途に制限又は二重補助回避に翻弄され、財源の有効活用の面では地域の裁量性は認められず、使途に縛りがかかり、事業目標を達成することが困難になる。このことから、統合補助金化に考えは至るものの、統合補助金化はあくまで補助金にとどまり、使途がどの程度自由になるかは国の各省に委ねられることとなり、地域の自主裁量性が確保できないのが実状である。よって、地域再生のための事業に関連する現行の国の補助金を廃止し、地域の独自の取り組みを具現化するために、財源移譲することにより自主財源としたい。	地域子育て支援センター事業実施要綱 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業実施要綱	地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを設置の目的とする施設である。 駅前保育サービス提供施設は、駅前等の利便性が高い場所において保育サービスを提供する施設である。	C	現下の国家的な課題である次世代育成支援対策については、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国(政府)、地方公共団体、企業を挙げての集中的かつ総合的な取組を確実なものとするのが喫緊の課題とされる中、今後策定する「新新エンゼルプラン(仮称)」に基づき、国主導の下、保育施策や地域における子育て支援施策等について、相当程度のかさ上げを図っていく必要があると考えるが、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供が行えるよう、弾力的な執行が可能となるような支援の在り方について、引き続き検討を行うこととする。						1549	15492010	埼玉県	志木市	活き活きまちづくり構想
厚生労働省	0910330	現行の補助対象が、社会福祉法人又は学校法人に限られている幼稚園又は保育園の施設整備費補助及び運営費補助について、幼保の合築施設を運営する法人に限り、学校法人又は社会福祉法人何れか一方の法人が、両方の法人格を所有しているものとみなし、当該補助の対象としていただきたい。当市の提案は、幼稚園・保育園の合築施設を民間の法人が運営するという民間活力の導入により地域再生を図ろうとするものであり、幼保一元的に保育を進める上で合築施設の運営法人は、一つであることが望ましいと考えている。将来において、合築施設への新たな補助制度の整備を期待するが、現状において民間による合築施設の整備推進のためには、上記取扱いにより対応していただきたい。	社会福祉施設等設備整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園は学校教育法に基づく教育施設である 現在保育所と幼稚園の共用化施設において合同保育を実施するために、構造改革特区において幼稚園と保育園の合同活動事業を認めている	C	社会福祉法人は、行政による役員の解職勧告や法人の解散命令など、社会福祉法に基づく特別の規制・監督を受けている。 学校法人については、社会福祉法人が服している社会福祉法に基づく特別の規制・監督に服してはいないため、社会福祉施設整備等国庫補助金による補助を行っていない。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである						1573	15732010	静岡県	掛川市	幼保一元・保育一元地域再生構想
厚生労働省	0910340	・保育所施設整備における補助対象事業者に学校法人等を加える。	児童福祉法第56条の2	保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である	C	社会福祉法人は、行政による役員の解職勧告や法人の解散命令など、社会福祉法に基づく特別の規制・監督を受けている。 学校法人については、社会福祉法人が服している社会福祉法に基づく特別の規制・監督に服してはいないため、社会福祉施設整備等国庫補助金による補助を行っていない。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。						1582	15822030	北海道	北海道	子育て環境充実プラン
厚生労働省	0910350	地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村が定める行動計画の推進を支援するため、現行の保育や子育てに関する各種補助金を統合補助金又は交付金化する。 【具体的提案内容】 市町村子育て支援交付金(仮称):市町村が実施する地域の特性に応じた子育て支援事業を支援するために交付金を交付(児童人口10,000人あたり10,000,000円等) 交付の対象経費は「市町村における子育て支援対策に必要な経費」とする。 交付申請、実績報告時に事業内容の概要等の提出を求める。 対象とする事業については、現行事業のほか「市町村が独自に取り組む子育て支援事業」とする(対象事業はあくまで例示にとどめる)。	児童福祉法第2条 次世代育成支援対策推進法第4条 少子化社会対策基本法第3条 少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)	各法において、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成すること、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない、少子化の流れを変えるための施策について、その効果的な推進を図るため、平成16年中に施策の具体的実施計画(新新エンゼルプラン)を策定することとされており、国における責任が明確に位置づけられている。	C	現下の国家的な課題である次世代育成支援対策については、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、国(政府)、地方公共団体、企業を挙げての集中的かつ総合的な取組を確実なものとするのが喫緊の課題とされる中、今後策定する「新新エンゼルプラン(仮称)」に基づき、国主導の下、保育施策や地域における子育て支援施策等について、相当程度のかさ上げを図っていく必要があると考えるが、地域の実情に応じた子育て支援サービスの提供が行えるよう、弾力的に執行が可能となるような支援のあり方について、引き続き検討を行うこととする。						1582	15822050	北海道	北海道	子育て環境充実プラン

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910360	<p>児童虐待の増加など子どもを取り巻く問題の複雑・多様化により、児童福祉施設への入所や里親へ委託される児童が増加する中、施設等での処遇に向上及び早期の家庭復帰等を図るため現行の児童入所施設措置費等国庫負担金、保育所運営費国庫負担金を交付金化する。</p> <p>【具体的提案内容】 包括的な措置費・保育単価の設定：施設が自ら工夫し地域の特性に応じた取組や効率的な運営を支援するため包括的な単価を設定（基準額を細分化させない） 交付の対象経費は「児童福祉施設の運営、児童の処遇向上に必要な経費」とする。 対象とする経費については、現行の基準を例示する程度にとどめる。</p>	<p>児童福祉法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第3号</p> <p>児童福祉法第50条第6号の2又は第51条第4号</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金交付要綱</p> <p>保育所運営費国庫負担金交付要綱</p>	<p>(入所施設措置費等) 児童福祉法の規定に基づき、措置主体(都道府県・市町村)が要保護児童等の入所措置を採った場合の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が1/2を負担するものである。</p> <p>(保育所運営費) 保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している</p>	C	<p>児童入所施設措置費等負担金と保育所運営費国庫負担金とは、その対象者、目的が異なるのであり、一体として取り扱うことは適当ではない。 ご提案されている具体的な内容が詳らかでないので判断しにくい。現在の仕組みは自治体がこれらの施設運営にかかる経費にできる限り応じた形で国が負担する仕組みであると考えている。 この考え方を考える仕組みを想定されているとすれば、平成16年度に関連予算の拡充を図ったにも関わらず、予算措置を講じない地方公共団体も少なくないなど、現在でも地域間でばらつきが見られる中で、今後要保護児童の処遇について一定の水準を確保することはさらに難しくなるものと考えられる。 なお、児童福祉施設最低基準を満たした上で、施設が自ら工夫し地域の特性に応じた取組や効率的な運営を行うことを阻害するものではない。</p>					1582	15822060	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	
厚生労働省	0910370	<p>私立の幼稚園、保育所の運営費支援制度を弾力化する。</p>	<p>保育所運営費の経理等について</p>	<p>保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用として負担している</p>	C	<p>保育所は保育に欠ける児童を保育するための施設であり、幼稚園は幼児教育のための施設である。保育所・幼稚園の運営費はそれぞれの施設の設置目的を達成するためのものであり、この両者を一体的に運用することは困難である。 なお、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において検討することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に総合施設の基本的考え方を取りまとめ、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度から本格実施することとされており、現在、検討をすすめているところである。</p>					1582	15822040	北海道	北海道	子育て環境充実プラン	
厚生労働省	0910380	<p>昼間保護者が不在の児童の健全育成を図るために市町村が行う放課後児童クラブ事業を地域の実情に応じて実施し、その推進と充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童の拡大(未就学児まで拡大)</li> <li>児童数要件の撤廃</li> <li>開催日数要件の撤廃</li> </ul>	<p>児童福祉法第6条の2第12項放課後児童健全育成事業の実施について(平成10年4月9日児発第294号厚生省児童家庭局長通知)</p> <p>民間児童厚生施設等活動推進等事業費等の国庫補助について(昭和63年5月20日厚生省発第106号厚生事務次官通知)</p>	<p>放課後児童健全育成事業については保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象とし、その国庫補助にあたっては、児童数10名以上、年間開設日数281日以上等一定の要件を設けている。</p>	C	<p>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における対象児童の拡大については、就学前の保育に欠ける児童の保育について、乳幼児を適切に保育する観点から必要な受け入れ体制が整備された保育所等において対応すべきであり、放課後児童健全育成事業の対象とすべきものとは考えていない。 また、児童数や開設日数の要件については、保護者や児童のニーズに応えるためには年間を通じた運営が必要であり、その国庫補助要件については、予算の制約、事業の効率性等を勘案して定められているところであり、現在その要件緩和は考えていない。</p>					1630	16302030	茨城県	茨城県	地域コミュニティ再生プロジェクト	
厚生労働省	0910390	<p>本市では、平成15年度より放課後児童健全育成事業を知的・人的なノウハウを持つ社会福祉法人等を活用しながら、安全で質の高いサービスを速やかに市内全域に普及させる取り組みを行っている。</p> <p>しかしながら、社会福祉法人等が施設整備を行うための補助制度がないため、当該事業に意欲ある社会福祉法人等が事業の推進に苦慮している。</p> <p>このため、社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金等(厚生労働省)の使途の自由化により、放課後児童健全育成事業用の施設として民間事業者が独自に施設を整備することが可能になり、民間事業者が事業を実施する際に大きな障害となる実施施設の確保について、大きな効果が得られるものと思われる。</p>	<p>児童福祉法第6条の2第12項放課後児童健全育成事業の実施について(平成10年4月9日児発第294号厚生省児童家庭局長通知)</p> <p>社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知)</p>	<p>放課後児童健全育成事業に係る社会福祉施設等施設整備費補助金の補助先は都道府県、指定都市、中核市とされているところ。</p>	C	<p>放課後児童健全育成事業の実施については、地域の実情に応じて、児童館や余裕教室など様々な社会資源を有効活用することとしており、補助対象の拡大は、予算の制約、事業の効率性等を勘案すると困難である。</p>						1651	16512010	富山県	富山市	放課後児童健全育成



省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910400	この複合的施設の構想において、生涯を通じて安心して住める福祉環境を創成するのみでなく、乳幼児期からのケアを通じて、相当多数の児童に健全化と通常の教育への迎え入れが可能になると思われるし、この複合的福祉環境(施設)において活発な交流が行われれば、心理障害児・者の多くに自立的な回復・復帰への意欲が育つことと思われる。 また、就業の困難であった中程度の知的障害者にも親子そろっての職業訓練(生産と販売の活動)の中で、単なる授産教育ではなく、本質的な職業的自立・社会参加への道を開くことになると信じている。また、これらの事業に合わせられた高齢者対策事業において幼児や若年者、一般市民が高齢者の能力をよりよく活用し、敬意を持って交流が図られるものになりたい。 そのために、現行の社会福祉施設の種類の身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設等複雑多岐にわたり、その法体系からみても現実的にそぐわなく理想的とは言えないものであり、極めて不合理である。このような状況を改善するために総合的な心身障害者福祉施設の実現のため強力な国の支援が絶対に必要である。	身体障害者福祉法及び心身障害児福祉法等	現行制度上、各種社会福祉施設は施設ごとに異なった機能を有し、それぞれの目的を適切に達成することができるよう体系づけられているものだが、施設の本来の利用者の支援に支障がない場合には、例えば身体障害者更生援護施設において知的障害者及び精神障害者等を支援する事業を行うことは可能である。	D					(項)身体障害者保護費及び(項)児童保護費 (目)身体障害者保護費負担金、(目)児童保護費等負担金及び(目)児童保護費等補助金 (目細)身体障害者施設訓練等支援費等負担金、(目細)知的障害者施設訓練等支援費等負担金及び(目細)知的障害者通動察支援費等補助金	290,165,236	1145	11452010	福島県	会津ふれあい福祉会	複合型心身障害者等生涯保証福祉施設構想
厚生労働省	0910410	高齢者、障害者(身体・知的・精神)、子どもなどのケアは別々の制度により行われているが、縦割の制度を地域とノーマライゼーションの視点から見直し、幅広い対象者について、地域住民に密着した利用しやすい施設において、地域住民の参加と利用者相互のふれあいを活かした統合ケアを講ずることにより、世代や障害の有無を越えた交流による豊かな人間性の涵養や生きがいの創造、地域文化の伝承等を通じて、児童・高齢者虐待の防止や子育て支援、障害に対する理解等が効果的に促進されるとともに、新たな雇用創出、高齢者の社会参加等の効果が期待	介護保険法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 児童福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 等	現行制度上、介護保険制度、障害者支援費制度及び精神障害者福祉制度におけるデイサービスについては、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年厚生省令第78号)等により、必要となる基準が定められている。	D	障害者(児)のデイサービス事業は、各指定基準により人員及び設備の基準を定めているが、ご提案のとおり、地域の多様なニーズに対応できるよう、また、既存の社会資源を有効利用する観点等から、本来対象としている利用者の処遇に低下をもちたらず、かつ新たにサービスを利用する者の処遇につき適切な支援が行われる場合には、本来対象としていない方へのサービス提供を可能としている。 介護保険制度においても、全国的に一定の質を担保するため、サービスを提供する事業者が満たすべき一定の基準を定めているところであるが、介護保険法上の指定を受けた指定居宅サービス事業者が、介護保険の運営基準を遵守し、余力がある場合においては、要介護者等以外の者に対するサービス提供を行うことは可能である。 以上のように御提案の内容については現行制度で対応可能である。			(項)身体障害者保護費 (目)身体障害者福祉費補助金 (目細)在宅福祉対策費(H18.1~) (項)障害者自立支援給付費 (目)障害者自立支援給付費負担金 及び (項)児童保護費 (目)児童保護費等補助金 (目細)在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金(H18.1~) (項)障害者自立支援給付費 (目)障害者自立支援給付費負担金	7,796,780 6,128,331 5,371,133	1170	11702010	岡山県	岡山県	ノーマライゼーション推進型地域統合ケア構想	
厚生労働省	0910420	社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金において、イコールフットINGの観点から、社会福祉法人等の非営利団体への施設・設備等の支援を認めるのと同様、NPO等が行う施設・設備等の整備に対しても支援を行う。	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	NPOに対して社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の支出は行っていない。	C,A	地方公共団体以外の社会福祉施設等施設整備費の補助対象主体として、社会福祉法人が認められる趣旨は、社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体は、高い公益性と社会的信頼が求められる社会福祉事業を継続的、安定的に運営していくために、その資産、運営、利益処分、解散時の取扱い等に関して最低限の要件を満たす必要がある、社会福祉法人はこれらの要件を満たす特別な法人類型として制度上規定されていることにある。 社会福祉法人は、法人の適正な運営を担保するため、役員解職勧告や法人の解散命令などの強力な公的関与の手段が法律上与えられている。 事業に必要な資産を保有しなければならない。 残余財産の帰属についても、他の社会福祉法人に帰属することとするか、これによらない場合には国庫に帰属することとされている。 ところであるが、一方、NPO法人は、法人の認証の取消し等公的関与はあるが、役員解職勧告がないなど、公的関与は極力抑制されている。(所轄庁の介入を防ぐという法の精神がある。) 資産の規定は特がない。 残余財産の帰属については、NPO法人以外の主体にも帰属可能である。 ことから、上記趣旨に照らせば、NPO法人を社会福祉施設等施設整備費補助の補助対象主体として認めることはできない。 なお、高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようにする方向で要求を行っている。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(A回答部分) (項)社会福祉施設整備費 (目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1199	11992010	福井県	福井県	NPO福祉サービス参画促進構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910430	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設整備費補助金は、厚生労働省の局別に予算が配分されている。このため、局の予算獲得額により、都道府県の児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等の各整備事業採択数が決定されることとなり、地域において真に優先すべき施設整備の優先順位とミスマッチを起している。</li> </ul> <p>【提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設整備総合補助金の創設                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(国)補助事業のメニュー化(補助基本額を点数化)</li> <li>(国)全体整備計画及び都道府県別配点の決定</li> <li>(都道府県)配点の範囲内で、地域の要望に基づき事業実施</li> <li>(国)実績を評価、次年度配点に反映</li> </ul> </li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の自主裁量性の確保</li> <li>縦割り行政の是正</li> <li>地域の再生・活性化</li> </ul>	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)	社会福祉施設等施設整備費については一括要求を行っている。	E,C,A	社会福祉施設等施設整備費については、財務省に対し厚生労働省として一括要求をした上で必要な配分を行っているものであり、局別に予算獲得を行っているものではない。なお、補助金の使途自由化を求める要望であれば、高齢者施設等の整備については、平成17年度概算要求において、地域再生の推進の観点から、地方自治体の自主性や裁量性を重視した「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設し、地方自治体の創意工夫を活かした介護予防拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるようになる方向で要求を行っているところである。			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設	(A回答部分) (項)社会福祉施設整備費 (目)地域介護・福祉空間整備等交付金	86,590,000	1322	13222010	愛媛県	愛媛県	WE DO えひめ福祉 構想
厚生労働省	0910440	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉センター及びそのミニ版である地域福祉支援センターを社会福祉事業として位置づけ、その整備を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法第2条第3項及び第4項</li> <li>社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)について(平成3年11月25日厚生省社第409号)</li> </ul>	<p>それぞれの社会福祉事業について、届出をし、又は許可を受けた上で、社会福祉事業を組み合わせた複合施設を設置することは、現行においても可能である。</p> <p>社会福祉施設等施設整備補助金は、施設入所者等の福祉の向上を目的に、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の規定に基づき、国が地方公共団体等の整備する社会福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を負担(補助)するものである。</p>	A,D	<p>御提案の「社会福祉センター」等は、単に相談事業を行うのみならず複数の社会福祉事業を行う施設を合築したものと考えられるが、国庫補助対象施設との合築は現行制度においても認められている。</p> <p>なお、高齢者施設等の整備については、地方自治体の創意工夫を活かした小規模多機能サービス拠点等の地域福祉・介護基盤の整備が行えるよう、「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設する方向で要求を行っている。</p> <p>また、交付金対象施設以外の社会福祉施設については、これまでと同様、必要な額が確保されるよう要求している。</p>			「地域介護・福祉空間整備等交付金」を創設 「次世代育成支援対策施設整備費交付金」を創設	(項)社会福祉施設整備費 (目)社会福祉施設等施設整備費 (目)地域介護・福祉空間整備等交付金 (目)次世代育成支援対策施設整備交付金	10,127,900 86,590,000 16,704,000	1462	14622020	富山県	富山県	地域福祉コミュニティの構築
厚生労働省	0910450	<p>救急車による救急搬送の約6割を占める軽症者への対応について、119番の補完制度として総合的なコールセンターを設け、民間救急等の導入を図ることにより、これまで消防活動として行ってきた傷病者の搬送等の対応だけでなく、住民の多様な要望に対して、民間発想の横断的な連携サービスが可能となる。</p> <p>この事業の運営にあたっては、住民の要望に対し24時間対応可能な状態とするため、民間事業者で既に24時間活動をしているセキュリティー会社や警備会社、タクシー会社、介護事業者の連携により、その要請に即応する人材と体制を整え、定期的な巡回の要請や医療機関受診に伴う移送手段の手配とその移送、育児相談・介護相談・虚弱者の医師相談や医療機関の情報提供など多様なニーズへの早期対応を可能とし、その結果、地域住民の福祉の向上につながる事となる。</p> <p>この事業に要する経費の大半が人件費となるが、これをサービス利用者の負担だけでまかなうとすると事業として成立しなくなる。</p> <p>このため、看護師による相談対応や医療行為を伴った移送については健康保険等の使用を可能とし、当該事業を診療報酬請求対象事業者とする。また、疾病予防やその早期対応に寄与するとともに、地域における介護事業の充実及び高齢者の引きこもり防止等予防介護にも効果が期待できるところから、目的を限定した補助金ではなく、関連補助金を廃止し、地方の自主性・裁量を発揮できる形で使途の自由化が図れるよう、地方への財源移譲を要望する。</p>	健康保険法、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	在宅介護支援センターは、高齢者やその家族等に対し、身近な場所で介護等に関する相談に応じるとともに、介護予防・生活支援サービスの調整等を行うことにより、在宅高齢者に対する総合的な支援を行うものである。	D(現行で対応可能な制度となっていない) C(概算要求に反映しておらず、予算編成過程においても検討困難)	<p>医療保険制度においては、負傷、疾病等により移動困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に、その経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にするとの考え方から、移送費を支給することとされている。また、移送中の医師、看護師等による医学的管理等について、患者がその医学的管理等に要する費用等を支払った場合にあつては、移送費とは別に療養費の支給を行うことができることとされている。</p> <p>一方、医療保険制度における保険給付は、疾病又は負傷の治療を対象としており、看護師による相談対応は原則としてこれに当たらないことから、当該相談対応について保険給付を行うことは困難である。</p> <p>在宅介護支援センターは、高齢者やその家族等に対し、身近な場所で介護等に関する相談に応じるとともに、介護予防・生活支援サービスの調整等を行うことにより、在宅高齢者に対する総合的な支援を行っている。こうした在宅介護支援センターの運営については、既に、必要な補助を行っているところ。</p> <p>ご要望の「豊中救急・医療・介護相談センター」がどのようなものか明らかではないが、在宅介護支援センターに他の機能を付加することは、現行制度においても可能である。</p> <p>なお、在宅介護支援センターの見直しについては、社会保障審議会介護保険部会の報告(「介護保険制度の見直しに関する意見」平成16年7月30日)において、その「再編や統合、居宅介護支援事業所との役割分担の明確化などを図りつつ、市町村を責任主体とし、「地域に開かれた」センターとして十分機能できるような運営主体の在り方について検討する必要がある」とされているところであり、今後の在宅介護支援センターの在り方については、こうした議論を踏まえ、介護保険制度の見直しの中で一体的に検討されるべきものであると考えている。</p>			(項)社会福祉諸費 (目)在宅福祉事業費補助金 在宅介護支援センター運営事業費	20,226,010	1610	16102010	大阪府	豊中市	(仮称)豊中救急・医療・介護相談センター構想	
厚生労働省	0910460	<p>病气やケガに対する治療法としてのタラソテラピー療法の治療効果のエビデンス蓄積の支援</p>			C(概算要求に反映しておらず、予算編成過程においても検討困難)	<p>保険適用の可否を判断するための材料となるエビデンスの蓄積等の研究は、学会や研究機関等において行われるべきものと考えている。</p>						1117	11172030	福島県	鹿島町	健康と福祉のまちづくり構想

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910470	自治体病院機能再編成を円滑に推進し、住民のニーズに応じた地域医療体制を作り上げるため、「医療情報ネットワークの構築」や「保健・医療・福祉の一体化事業」などの「メニュー」と「地域からの提案」を組み合わせ、地域の実情にあった支援措置として、既存の補助制度を再編統合し、機能再編成を実施する医療圏の総合補助金とする。	医療施設等施設整備費補助金交付要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 その他補助金の交付要綱	へき地医療、救急医療、がん等の特殊な医療、医療従事者の養育力の充実及び少子・高齢化に対応するための政策的に推進する医療や災害時における医療の確保等、安定的な医療提供体制の整備を図るために、これらの施設の施設整備及び設備整備に関し補助をおこなっているところ。	D	医療に関する厚生労働省の国庫補助負担金については、すべて都道府県に対して交付するものであり、都道府県段階において地域の特性に合わせ、自治体病院の機能再編成を円滑に推進するための補助金・制度の活用について現行でも総合的に実施できるものと考えられる。			(項)保健衛生施設整備費 (目)医療施設等施設整備費  (項)保健衛生諸費 (目)医療施設等設備整備費	15,382,020  2,620,000	1153	11532010	青森県	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想	
厚生労働省	0910480	自治体病院に電子カルテシステムと遠隔医療システムを導入し、医療情報を活用した病病連携、病診連携を推進し、医療資源が希薄である地域の医療サービスの充実を図り、さらに、医療情報を介護、福祉などの各サービス機関が共有することにより、保健・医療・福祉の一体的なサービスを提供できるシステムの構築を進めるため、診療報酬上の適正な評価を行う。	健康保険法、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法		D(現行で対応可能な制度となっている)	診療報酬は、医師等が行う医療行為に対し、医療機関における収支が全体として相償うようにするとの基本的な考え方に立って、医療経済実態調査等の結果も踏まえて設定されており、ITシステム等に要する費用についても、現行の診療報酬において、全体として評価されていると考えている。 また、テレパソロジーなどの遠隔画像診断については、個別に診療報酬上評価されている。 さらに、昨年3月28日に閣議決定された「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」において、診療報酬体系については、医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価等の基本的な考え方に立って見直しを進めることとされており、現在、専門的な調査・検討を行うため、中央社会保険医療協議会に診療報酬調査専門組織(コスト調査分科会)を設置し、適切なコスト評価の在り方を検討しているところである。 なお、遠隔医療システムについては、別途、医療施設等設備整備費補助金の中で地域医療の充実のための遠隔医療補助事業を行っている。				1153	11532050	青森県	青森県	自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想		
厚生労働省	0910490	夜間等において小児の急患が生じた場合、専門的知識や経験を有する小児科医をオンコール等により確保することにより、365日、24時間対応できる小児救急医療体制を整備する。	小児救急医療支援事業の該当法令等 医療施設運営費等補助金交付要綱 救急医療対策事業 別紙1 診療日の設定方法 2. 表中の区分「夜間」  小児救急医療拠点病院運営事業の該当法令等 救急医療対策事業実施要綱 第6 第二次救急医療体制 3. 運営方針(2)小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療支援事業は、小児科を標榜する病院群又は病院が輪番制方式又は共同利用型方式により、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる施設であり、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。  小児救急医療拠点病院運営事業は、二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(原則複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる施設であり、小児救急医療に必要な医師、看護師等の医療従事者の配置に必要な経費を助成する。	C	小児救急医療体制の構築に当たっては、休日夜間に確実に入院機能をもって対応できることが必要であることから、補助に際しては休日夜間に救急患者の受入れに常時対応できる小児科医を確保することを求めているもの。オンコール等で小児科医を確保することでは体制整備として不十分であり、補助を容認することは困難。				1200	12002010	福井県	福井県	安心子育て小児医療環境整備構想		

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910500	アイランドシティでは、高度な先進医療の集積を図り、「健康未来都市づくり」を推進している。西日本の先端的な医療産業の集積、医療の質の向上をめざし、医療分野におけるアジアへの貢献に寄与する民間プロジェクトを誘致するため、民間資金の誘導を促進する(仮)高度先進医療ファンドの創設を提案する。			C	提案主体と直接連絡をとり確認したところ、本提案の趣旨は、アイランドシティにおける粒子線ガン治療施設整備のためのファンドに公的援助を求めるものであり、そのような制度は厚生労働省としてはもっていないため、厚生労働省としてお答えできる立場にはない。 また、本提案に対して、厚生労働省として回答しないということについては、提案主体に了解を頂いている。						1499	14992020	福岡県	福岡市	九州・アジアの賑わいの都「福岡」
厚生労働省	0910510	・医療用具承認申請前に、医療用具に該当するか否かの予備審査窓口を医薬品医療機器審査機構に設ける。 予備審査で該当しないと回答された場合、理由の開示と予備審査請求者に追加説明の機会を与える。 ・さらに中小企業に対して、一定条件一定限度で、医療に貢献できると判断された申請には、公的試験検証機関の指導等が得られる補助金制度を充実させる。	なし	厚生労働省は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術推進の向上を図ること」を目的として厚生労働科学研究費補助金により研究者を支援している。この中でも、医療機器の開発を支援するため萌芽的先端医療技術推進研究事業のナノメディシン研究分野や基礎研究成果の臨床応用推進研究事業などの事業を行っているところである。	C	特区の管理コード0930790で回答しているように、医療用具の承認申請に関する相談については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における相談制度が利用できることなどから、公的試験検証機関の指導等が得られる補助金制度をさらに新たに設けることは困難。 なお、厚生労働科学研究費補助金は、研究者を支援するための補助金を支給する制度であり、公的試験検証機関の指導を行うものではない。					1628	16281020	岡山県 広島県	株式会社エイチ・エス・ビー、増田礎、社団法人中国ニュービジネス協議会	当社製造製品の「医療用具の製造承認」構想	
厚生労働省	0910520	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項により東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された自治体においては、上水道の急速ろ過機器、配水池整備についても国庫補助対象とすることを求める。	水道法(昭和32年6月15日法律第177号) 水道水源開発等施設整備費の国庫補助について(昭和63年5月20日厚生省衛第877号)	地方公共団体が行う水道事業又は水道用水供給事業に要する施設整備に対して補助を行っている。	D	急速ろ過施設については、高度浄水施設整備費により、クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出されるおそれがある河川、湖沼等の要件に該当すれば、すべての地域において補助対象となる。 また、配水池については、ライフライン機能強化等事業費により、東南海・南海地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき指定された地域が採択要件とされており、その他の補助要件も含めて該当すれば、補助対象となる。			(項)水道施設整備費 (目)水道施設整備費補助 (目細)水道水源開発等施設整備費補助	60,528,000の内数	1081	10812010	兵庫県	洲本市	災害に強いまちづくり構想	
厚生労働省	0910530	限られた財源を有効に活用できるようにするため、湖沼、河川、上下水道などに関する国の直轄事業予算と補助事業予算を「関西(産業再生)特区」に対して一括交付すること。	水道法(昭和32年6月15日法律第177号) 水道水源開発等施設整備費の国庫補助について(昭和63年5月20日厚生省衛第877号)	地方公共団体が行う水道事業又は水道用水供給事業に要する施設整備に対して補助を行っている。	C	水道は、国民の生命の安全と深く関わっているものであり、水の安全性及び安定的な供給の確保の観点から補助金を交付しており、他の補助金等と一括交付することは当該事業の補助目的の達成に支障を来す恐れがあるため、現行の制度を維持すべきと考えている。					1350	13502020	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910540	現行健康づくり関係補助事業制度を整理統合し、地域の実情にあった対象者に選択利用可能とする交付金制度を創設する。市民が主体となり積極的に「健康ますだ21」を推進する中で関係機関との連携を図りつつ、専門的、技術的支援を行う。主に健康増進法の推進に立脚した事業化に取り組み学校保健法、労働安全衛生法、老人保健法を基底に、食育、虐待予防、メンタルヘルス、個別健康教育、リハビリテーション事業を一体的に進め、安心して住める地域づくりを目指す。	老人保健法第3章第2節	<p>&lt;老人保健事業について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する保健事業（健康診査、健康教育等）に必要な経費の一部を、国が負担している。</li> <li>&lt;労働安全衛生法に基づく健康づくり事業について&gt;</li> <li>・従業員300人以下の企業におけるTHP（心とからだの健康づくり）の実施を全額国の負担で支援している。</li> </ul>	C	老人保健法による老人保健事業は、労働者に限らずに一部の中高齢者を対象としている一方で、労働安全衛生法に基づく健康づくり事業は、事業者全額負担の労働保険特別会計労災勘定により、労働者を対象としているため、交付金や補助金として統合することは困難である。						1067	10672010	島根県	益田市	益田市いきいき再生構想
厚生労働省	0910550	競争的資金制度を省庁の枠を超えて地域における将来有望な分野に重点的に配分できるよう、これまでの実績等をもとに「関西州（産業再生）特区」に対して枠配分を行うこと。  個別案件の審査採択から事後評価まで制度の運用権限を国の各都道府県から「特区」の組織に移譲すること。		厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う全国の研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。	C	特定の地域に対し、競争的資金の枠配分を行うことは、他の地域の研究者の応募の機会を減少させるものであり適当ではなく、御提案に沿うことは困難である。 なお、「第2期科学技術基本計画」（2001年3月30日閣議決定）において「できるだけ多くの研究者が応募できるよう運用を徹底する」（第2章、1.(1)(a)）とされているところである。						1477	14772010	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	政策連携による次世代産業創出事業の推進
厚生労働省	0910560	災害医療に関する調査研究の委託及び海外・国内災害時の派遣事例等の調査研究（厚生労働科学研究費補助金等）を集中的に実施する。		厚生労働省の競争的資金は、保健医療分野等の研究を行う全国の研究者を対象として、原則的に公募型を採用しており、毎年度全国から研究課題を公募し、応募のあった研究課題のうち外部評価によって総合的に高く評価された研究を対象に研究費を配分している。	C	特定の研究機関（兵庫県立災害医療センター）に対して、重点的に競争的資金の配分を行うことは、他の研究機関の研究者の応募の機会を減少させるものであり適当ではなく、御提案に沿うことは困難である。 なお、「第2期科学技術基本計画」（2001年3月30日閣議決定）において「できるだけ多くの研究者が応募できるよう運用を徹底する」（第2章、1.(1)(a)）とされているところである。						1616	16162020	兵庫県	兵庫県	災害医療支援拠点構想
厚生労働省	0910570	液晶関連産業を集積し、青森県クリスタルバレイ構想を推進することにより、地域雇用の創出が図られるが、このためには、構想を推進する人材の育成等が必要である。 一方、従来の地域雇用機会増大促進支援事業は、雇用創出施策のみが委託対象とされており、人材育成施策や情報提供施策等は対象となっていない。 このため、地域自らの創意工夫による総合的な取組を推進していくため、これらの施策も事業対象とする。	地域雇用機会増大促進支援事業実施要領（平成16年4月1日付け厚生労働省職業安定局長職発第0401035号）	雇用機会が相当程度不足している地域において、産業振興と相まって、雇用機会の増大効果を高める事業を委託して実施（地域雇用機会増大促進支援事業）、地域が一致協力して行う人事情成、確保等の対策を国が支援	A	提案内容等を踏まえ、来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創出に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業（地域提案型雇用創出事業（パッケージ事業））を創設するなど、地域の雇用創出に取り組む市町村等に対する総合的な支援を行うこととしており、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところ。		来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創出に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業（地域提案型雇用創出事業（パッケージ事業））を実施する。		緊急雇用創出特別基金を活用	1152	11522050	青森県	青森県	青森県クリスタルバレイ構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	
厚生労働省	0910580	公共事業の減少により村内の建設業従事者の労働の機会が減り、他分野への転向が余儀なくされている。それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、建設業の新分野進出支援という目的が同じであるにもかかわらず、経済産業省、国土交通省および厚生労働省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「建設業新分野進出支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。	建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金 ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条 ・独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項4号 ・独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令附則第2条 中小企業雇用創出人材確保助成金及び中小企業高度人材確保助成金既に廃止されている。 中小企業雇用管理改善助成金 ・中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の管理の改善の促進に関する法律第7条第1項第2号 ・独立行政法人雇用・能力開発機構法第11条第1項第6号 ・雇用保険法第62条第1項第5号 ・雇用保険法施行規則第115条第3号、第118条 新規・成長分野雇用創出特別奨励金平成11年1月4日付け発職第1号「緊急雇用創出特別基金事業の実施について」別紙「緊急雇用創出特別基金実施要領」	建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金は、建設事業主が建設事業内の新規・成長分野に係る事業を行うために、当該事業に従事するために必要な教育訓練を、その雇用する建設労働者に実施又は受講させた場合に支給されるものである。 中小企業雇用管理改善助成金は、改善計画の認定を受けた中小企業者等が職業相談室の設置・整備又は職業に関する相談を行う者(職業相談者)の配置のいずれかの雇用管理に関する事業を行い、併せて職業相談者以外の労働者を雇い入れた場合に、当該事業に要した費用の一部を助成するものである。 新規・成長分野雇用創出特別奨励金は、新規・成長分野の事業を行う事業主が、中高年齢者の非自発的離職者等を雇入れ時期を前倒して常用労働者として雇い入れた場合等に奨励金を支給するものである。	C (一部E)	建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金等の助成金は、建設事業内の新規成長分野に係る事業を行おうとする建設事業主や、新規成長分野に進出する全ての業種の事業主の行う教育訓練や非自発的失業者等の雇入れを促進しようとするものであり、ご提案にあるような建設業の新分野進出について直接あるいはこれに限っての支援をするものではないことから、経済産業省や国土交通省が産業政策の一環として推進している建設業の新分野進出支援策と統合することは困難であるが、建設事業主がこれらの支援等を効率的に活用し、目的を効果的に実施できるように建設雇用再生総合相談窓口を各都道府県に設置し、情報提供、相談援助のワンストップサービスを実施しているところである。						1315	13152010	滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	
厚生労働省	0910590	「森林文化の里」を宣言した本村では、その豊かな空間、ゆったりとした時間の中で、企業や個人の創造的な発想を促すため、村内に張り巡らされる予定の光ファイバーケーブルによる高速通信インフラを活用し、ベンチャー企業の事務所やSOHOオフィスを整備することで、創業支援や育成支援を予定している。しかし、それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、ベンチャー企業等の支援という目的が同じであるにもかかわらず、総務省、厚生労働省、経済産業省および農水産省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種類、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「ベンチャー企業等の創業等支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。	緊急雇用創出特別基金事業(平成16年度までの暫定事業)	新たな雇用機会の創出が期待できる新規・成長15分野の事業を実施している事業主が、非自発的な理由で離職を余儀なくされた中高年齢者等について職業訓練を実施する場合に、奨励金を支給する。 奨励金の支給額 1 訓練を実施する事業主(いずれも1か月あたり)主としてOJTを中心とした訓練を実施する場合 24,100円 座学が訓練時間の1割を超える場合 90,000円 2 訓練受講者(1日あたり) 6,500円	C	新規・成長分野雇用創出特別奨励金及び地域雇用受皿事業特別奨励金は、成長産業の活力や地域に貢献する事業を通じた雇用創出を図ることをその本旨としており、直接、ベンチャー企業が行う事業の振興を支援するものではないことから、経済産業省や農林水産省などが産業政策の一環として推進しているベンチャー企業支援と一体化した施策とすることは困難。						1315	13152030	滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	
厚生労働省	0910600	地域の実情を勘案し、地方公共団体が自らの裁量により雇用関連施策を「選択的」に実施しうるような総合的な支援策の創設(施策例) ・人材育成(人材ニーズ調査、教材作成、職業訓練等) ・情報提供(求職者等に対する情報提供、各種相談などの雇用関連サービスをワンストップで提供する取組み等) ・雇用機会の創出 ・建設業の新分野進出支援	-	-	A	提案内容等を踏まえ、来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創出に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業(地域提案型雇用創出事業(パッケージ事業))を創設するなど、地域の雇用創出に取り組む市町村等に対する総合的な支援を行うこととしており、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところ。		来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創出に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業(地域提案型雇用創出事業(パッケージ事業))を創設する				緊急雇用創出特別基金を活用	1323	13232010	愛媛県	愛媛県	南予地域雇用促進支援プログラム
厚生労働省	0910610	国において、新事業・新産業の創出のための全国レベルのスキルバンク(登録者例:新技術エージェント等)及びその人材派遣制度を創設する。本県はその制度を活用して、新技術の芽出しから事業化までのトータルプロデュースを行うことのできる人材をこのスキルバンクから派遣してもらう。このことより効率的かつ効果的に新技術・新産業の創出や既存産業の再生が可能になり、本県経済の活性化につながる事ができる。	雇用保険法第63条第1項第7号	技能継承を支援するため高度熟練技能者について登録・情報のデータベース化等を行っている。	D	(下線部回答) 高精度・高品質製品の製造、開発に欠かせない優秀な熟練技能者(「高度熟練技能者」)を認定し、高度熟練技能者に係る情報のデータベース化・情報提供を行っており、本制度を利用いただくことが可能である。			若年者ものづくり人材育成促進事業(項)雇用安定等事業費(目)生涯職業能力開発事業等委託費	400,385のうちの一部	1412	14122010	宮崎県	宮崎県	地域再生プロデューサーによるみやざきビフォーアフター計画		

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910620	地域資本市場創成プロジェクトの実行主体となる地域NPOに対して、調査・計画、実行、検証と修正の各段階における統合された補助金の支援を要請。理由は、地域社会の再生の為に資本市場を使った資金循環が不可欠とされる今、現行の制度調査・教育・人材活用・企業支援の補助金制度を改革し、住民の資金を中心に考えた地域における資金調達の仕組み作りといった横糸で繋がる部分が必要と考えるため。具体的には、地域NPOによる調査・計画段階での民間資金等活用事業調査費補助金(内閣本府)の活用、プロジェクトの全体を通して生涯学習振興費・学校教育振興費(文部科学省)の活用による投資家教育、投資家教育の一層の効果を図る対話システム(支援措置-2に係る)において投資ニーズ調査を行う調査員への緊急雇用創出特別基金補助金(厚生労働省)の活用、地域企業への信用補完支援としての中小企業活性化補助金(経済産業省)の活用。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成13年11月28日付け厚生労働省発職第252号事務次官通達)	都道府県に「緊急地域雇用創出特別交付金」を交付し、地方公共団体が地域の実情に応じ、緊急かつ臨時的な雇用を創出する事業を実施。	D (一部 A)	提案者が提案している投資ニーズ調査を行う調査員への緊急地域雇用創出特別交付金の活用については、現行の交付金制度で実施可能である。(なお、本事業は平成16年度末までの構造改革の集中調整期間における臨時応急の措置として実施しており、延長は考えていない。)なお、提案内容等を踏まえ、来年度から、地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援策を創設し、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところである。		一部	来年度から、地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業に創業者者に対し、新規創業及び雇入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととする。	緊急雇用創出特別基金を活用	1446	14462010	東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	
厚生労働省	0910630	地域資本市場創成において中心となるのが住民の投資資金の顕出化であるが、その為には市場と住民との間に「対話システム」が構築されかつ有効に機能することが重要である。その一つの機能として市場(地域NPO)が投資教育を行いながら投資需要の調査を同時に行う仕組み、すなわち、住民側から見れば債券などの資本市場の仕組みを学びながら、自分の資金が地域の何の投資に何処くらいなら出してよいか考えることができる仕組みの構築が重要である。実際には投資教育を行いながら、投資需要の調査を行う調査員が必要なわけだが、この業務は定期的・一時的であるため、地元金融機関などの元勤務者の臨時雇用で行うのが現実的である。この人的コストに関して、住民への投資教育という生涯学習と雇用創出への補助金の連携がなされれば、地域資本市場の早期実現が可能となると考える。	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領(平成13年11月28日付け厚生労働省発職第252号事務次官通達)	都道府県に「緊急地域雇用創出特別交付金」を交付し、地方公共団体が地域の実情に応じ、緊急かつ臨時的な雇用を創出する事業を実施。	D (一部 A)	提案者が提案している投資需要の調査を行う調査員の臨時雇用については、現行の緊急地域雇用創出特別交付金制度で実施可能である。(なお、本事業は平成16年度末までの構造改革の集中調整期間における臨時応急の措置として実施しており、延長は考えていない。)なお、提案内容等を踏まえ、来年度から、地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援策を創設し、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところである。		一部	来年度から、地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業に創業者者に対し、新規創業及び雇入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととする。	緊急雇用創出特別基金を活用	1446	14462020	東京都	日興コーポリアル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	
厚生労働省	0910640	国が「シルバー人材センター事業執行方針」において定めている新規設置センター(新規補助対象)の基準とされている会員数及び就業延人員数を緩和する。 現行基準:実会員数120人以上かつ就業延人員5,000人以上 緩和要望:実会員数80人以上かつ就業延人員4,000人以上 [考え方] 一定の就業ニーズ(就業延人員4,000人以上)を満たしている地域については、会員数の多少に係らずシルバー人材センターとすることができるよう要望する。ただ、シルバー人材センターは多くの高齢者(会員)に対し、広く就業機会を確保・提供することを目的としており、同一会員の長期就業を禁止しているなどのことから、実会員数80人を下限としたい。	シルバー人材センター事業執行方針2(4)(職業安定局長通達)	新規設置活動拠点(新規運営費国庫補助)の基準については、会員数120人以上かつ年間就業延人員数5,000人以上が見込めること(ただし、箇所付けについては、国の予算の範囲内)。	C	新規設置活動拠点(新規運営費国庫補助)の基準については、国庫補助の政策的効果の高いところを重点的に補助するために定めた必要条件であり、当該基準を満たしているシルバー人材センター(活動拠点)すべてが、国庫補助金の交付を受けることができるわけではない。また、当該基準については、平成8年度に「会員数150人以上かつ就業延人員6,000人以上」から現行の基準へと要件緩和を行ったところであるが、厳しい財政事情の下、いまだ現行の基準を満たしながらも、交付を受けることができないシルバー人材センター(活動拠点)も相当数存在しており、国としても、シルバー人材センター(活動拠点)の広域化等による規模の拡大を推進している中で、当該基準の引下げは、困難である。					1581	15812030	北海道	北海道	地域雇用環境創造プラン	
厚生労働省	0910650	自立就業支援助成金、地域雇用受皿事業特別奨励金等を地域特性に応じた雇用創出支援施策実施のため、統合補助金、統合交付金化する。(助成額の配分調整の権限を地方公共団体に移譲する。)	自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金) ・雇用保険法第62条第1項第5号 ・雇用保険法施行規則110条の2第3項 自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金) ・雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号 ・雇用保険法施行規則110条の2第2項 地域雇用受皿事業特別奨励金 ・平成11年1月4日付け発職第1号「緊急雇用創出特別基金事業の実施について」別紙「緊急雇用創出特別基金実施要領」 地域雇用開発促進助成金 ・地域雇用開発促進助成金支給要領(平成13年9月12日付け発職第540号、能発第387号、雇発第595号)別添4)	自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金) 雇用保険の受給資格者自身が創業し、1年以内に雇用保険の適用事業の事業主となり、雇用保険の一般被保険者を1人以上雇入れた場合に、創業に要する経費の一部を助成。 自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金) 45歳以上の高齢者等3人以上が共同して事業を開始し、労働者を雇い入れて継続的な雇用・就業機会を創出した場合に、創業に要する経費の一部を助成。 地域雇用受皿事業特別奨励金 雇用の受皿として、新たに設立された法人が、再就職を希望する者を3人以上雇い入れて、地域に貢献する事業を実施した場合に、創業費用等について助成する。 地域雇用開発促進助成金 雇用機会が量的に不足している地域等における雇用構造の改善を図るために、その地域内で事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を常用労働者として雇い入れる事業主等に助成する。	C (一部 A)	自立就業支援助成金及び地域雇用開発促進助成金は、雇用保険三事業として、各々の要件により事業者に対して直接補助を行う仕組みであって、それらを都道府県に対する統合補助金とすることは考えていない。地域雇用受皿事業特別奨励金は、平成14年度補正予算において、不良債権処理の加速化等に伴う雇用情勢の悪化に対応するため、国が臨時かつ緊急の全国的な雇用対策として講じることとしたものであり、助成要件等の決定に係る権限を地方公共団体に移譲することは困難である。 なお、提案内容等を踏まえ、来年度から、地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援策を創設し、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところである。		一部	来年度から、地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業に創業者者に対し、新規創業及び雇入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととする。	緊急雇用創出特別基金を活用	1581	15812010	北海道	北海道	地域雇用環境創造プラン	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910660	道独自の地域指定要件を設定できるようにする。 [ 具体的提案内容 ] 月間有効求人倍率等の指標については、新規卒業者等の地域外への流出や職業別・年齢別の月間有効求人倍率の状況等を踏まえて総合的に判定する。  他の指定地域に限定されている支援措置を地域の実情を踏まえて実施可能とする。 [ 具体的提案内容 ] 雇用増大促進地域内においても当該地域の雇用情勢を踏まえて特に必要と認められる状況にある市町村等については、求職活動支援地域に限られている職業講習や合同企業説明会を実施する。  事業への関与について都道府県の役割を明確にする。	地域雇用開発促進法第2条第2項 地域雇用開発促進法施行規則第1条 雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(平成13年厚生労働省告示第308号)第1の1	「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)第1の1」を要件としている。 「雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(厚生労働省告示第308号)」の第2、第3、第4及び第5に都道府県が策定する地域雇用開発計画に盛り込むべき事項として、産業の振興等の地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置及び労働力需給のミスマッチの解消等関係機関と連携した地域雇用開発の促進のための措置が規定されており、地域雇用開発計画に盛り込まれたこれらの方策を実施することが、都道府県の役割である。		地域雇用開発促進法に基づく国の地域雇用対策は、それぞれの地域の雇用の特性に応じて効果的に施策を行うとの観点から、地域の雇用失業情勢が一定程度以上厳しい地域に限って行うこととしており、当該判断基準について、ご要望のように地方公共団体が各種指標により総合的に判定し実施することは適当ではない。  提案内容等を踏まえ、来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業(地域提案型雇用創造事業(パッケージ事業))を創設するなど、地域の雇用創造に取り組む市町村等に対する総合的な支援を行うこととしており、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところであるが、この事業は、雇用機会増大促進地域内の市町村等であっても、提案内容が適切で、かつ雇用創出効果が高いものとして選抜されれば、職業講習や企業説明会等であっても実施可能とすることとしている。  地域雇用開発促進法における都道府県の役割は、法令等において明確となっている。		来年度より、雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供、相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創出効果が高いものを選抜し、委託する事業(地域提案型雇用創造事業(パッケージ事業))を実施する。	緊急雇用創出特別基金を活用	1581	15812020	北海道	北海道	地域雇用環境創造プラン		
厚生労働省	0910670	県が実施する職業紹介において、各種能力開発を修了した中高年齢者について、育成された能力にふさわしい賃金水準で雇い入れてもらうよう、中高年齢者のための試行雇用奨励金を積極的に活用することとし、こうした取組を一層円滑に実施するため、中高年齢者のための試行雇用奨励金のハローワークの紹介要件を緩和し、地方公共団体の職業紹介も対象とする。	雇用保険法施行規則第110条の3	45歳以上65歳未満の者(離職の日の翌日から一定の期間を経過するまでの間に再就職の実現が困難であった者で、速やかな再就職を促進することが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに限る。)を公共職業安定所の紹介により、3か月以内の期間を定めて雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、一人当たり一月5万円を支給(3か月を限度。)	C	トライアル雇用事業は、離職後一定期間を経過するまでの間に再就職の実現が困難であった者で、速やかな再就職を促進することが特に必要と認められる者について、求人者が求職者の適性や業務可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することにより再就職を促進するものであり、試行雇用開始前からその終了後における、常用雇用への移行に向けての求職者や求人者に対する助言・指導等が一体となって行われるものであることから、試行雇用奨励金の要件緩和のみを行うことは困難。				1599	15992010	兵庫県	兵庫県	中高年求職者ミスマッチ解消支援プログラム		
厚生労働省	0910680	50歳以上60歳未満の非自発的離職者(雇用保険の被保険者期間が5年以上ある者で世帯主に限る。)が、離職後3か月以内に再就職した場合、雇用保険の原資を利用して、その賃金水準に応じて助成する。 a 直近の離職時賃金の75%以上かつ中途採用平均賃金(24万円)以上で雇用 ・事業主への助成として、平均的雇い入れ賃金との差額の1/2を一定期間助成 算定式: [(直近離職時賃金×75% - 平均雇い入れ賃金(24万円)) × 1/2] b 直近の離職時賃金の75%未満になる場合 ・再就職者への助成として、75%までの差額を補填 [直近離職時賃金×75% - 雇い入れ賃金]  bの75%の基準は、現行の国の「高年齢雇用継続給付」制度を援用	特になし	特になし	C	本提案については、事業主がどのような水準の賃金を支払ったとしても、一定額が助成される仕組みであるという点において、事業主が雇入れ賃金を引き上げる動機付けを与える効果をもたらさないうえ、むしろ離職時賃金の75%で雇い入れる、あるいは、逆に賃金を引き下げかねない効果を生じかねず、賃金のミスマッチ解消につながらない。また、技術や能力により賃金のミスマッチがなく、離職時と同額又はそれ以上の賃金で雇用される者も相当数いる中で、そのような者についても同様に助成がなされてしまい、政策効果に疑問がある。 加えて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)においては「雇用については、政策効果や実績を検証し、雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチ解消等に重点化するなど、メリハリのある見直しをする。」とされているところであり、ご提案は適当でないと考えます。				1599	15992020	兵庫県	兵庫県	中高年求職者ミスマッチ解消支援プログラム		



省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910690	個々の中小企業における付加価値の向上や新規事業領域への展開と有機的・具体的に連携しながら、高度技能労働者の雇用や勤労者の技能向上のための助成金支給、技能の維持継承と人材育成などを実施する。	地域雇用開発促進助成金支給要領(平成13年9月12日付け厚生労働省職業安定局長職発第540号) 【地域人材高度化能力開発助成金】 雇用保険法施行規則(昭和50年厚生労働省令第3号)第125条	高度技能人材の集積した地域において、高度技能労働者を受け入れる事業主に対して地域雇用開発助成金を支給。 また、同地域において、人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する事業主に対して訓練費用等について地域人材高度化能力開発助成金を支給。	D	高度技能労働者の雇い入れのための助成金については、地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が産業施策との連携を含めた地域の雇用開発のための計画を策定した高度技能活用雇用安定地域において、当該計画による地域雇用開発を推進するために、地域雇用開発促進助成金として支給されており、また、地域人材高度化能力開発助成金についても、当該地域の労働者の職業能力開発のために支給されているところであるので、ご提案の趣旨は現行制度下でも実現可能と考える。			〔地域人材高度化能力開発助成金〕 (項) 雇用安定等事業費 (目) 雇用開発支援事業費等補助金	〔地域人材高度化能力開発助成金〕 140,841	1632	16322020	茨城県	茨城県	県北臨海地域ものづくり産業集積再生構想	
厚生労働省	0910700	企業誘致や地元技術者の育成に伴う財的支援を目的とした補助事業の新設			C	現在の新卒者を取り巻く就職状況は依然として厳しいものの、他の労働者と比較して格別厳しい状況にあるわけではないことから、地元の新規卒業者をその他の労働者と区別して特に資金助成の対象とすることは、適当でないと考えている。						1442	14422030	静岡県	沼津市	富士山麓リサーチパーク構想
厚生労働省	0910710	地域のアイデンティティである伝統的街並み景観(家並み様式)を再生・維持するため、限定したエリア内の住民合意(協定)に基づき、エリア内で発生する公共または民間発注の建築、土木、造園、佐官等の建設関連業務のうち当該アイデンティティの表出に不可欠と判断される工種については、当該エリアの伝統様式に熟達した市町村指定職人(技術者またはその集団、以下職人と表記)のみが受注できるように制限する。なお、職人には法人格の有無を問わない。また、伝統的景観維持のためにかかる高額なコスト負担を地域住民に強いることを緩和するため、職人の活動に対して国が一定の補助を行い、職人は建設費の引き下げに努める。	【中小企業雇用創出等能力開発助成金】 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第124条 【職場適応訓練費】 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第5条 【地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)】 雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第5条地域雇用開発促進	【中小企業雇用創出等能力開発助成金】 中小企業労働力確保法に基づき認定中小企業者が認定計画に基づき、新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、職業訓練の実施又は職業能力開発休暇の付与を行う場合、その費用の一部を助成する。 【職場適応訓練費】 求職者を作業環境に適応させる職場適応訓練を行うことを促進するため、訓練を受講する求職者には訓練手当を、事業主に対しては職場適応訓練費を支給する。 【地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)】 高度技能人材の集積した地域において、高度技能労働者を受け入れる事業者に対して地域雇用開発助成金(地域高度人材確保奨励金)を支給。	D C (一部A) C (一部A)	中小企業雇用創出等能力開発助成金は、中小企業労働力確保法に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受け、新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のために、職業訓練の実施又は職業能力開発休暇の付与を行う事業主に対して支給しているものであり、ご提案のケースにおいて支給の要件に該当する場合は、支給可能である。 職場適応訓練費は、弟子入りする者が、就職困難者等であり、訓練終了後も継続的に雇用の見込みがあるなど、支給要件に該当する場合には、現行制度においても支給は可能である。しかしながら、就職困難者等でない者に対してまで職場適応訓練費を支給することは、作業の環境への適応が困難な者について、当該環境への適応を容易にさせることを目的とした職場適応訓練費の本旨に照らして、不適当である。 地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)は、我が国産業の基盤である「ものづくり」を支える高度な熟練技能者が多数就業しており、かつ当該事業において高度技能労働者を雇用する事業所が集積している地域であると認められる等の要件に該当する高度技能活用雇用安定地域における雇用構造の改善を図ることを目的としており、高度技能労働者の雇入れ等に対し一定額の助成を行うものであるが、富士河口湖町については同地域に該当せず、本助成金を支給することはできない。 なお、提案内容等を踏まえ、来年度から、地域が選択する重点産業に対する雇用創出支援策を創設し、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところである。	一部	来年度から、地域における雇用創出を支援するため、市町村等が自ら選択した重点産業において創業する者に対し、新規創業及び雇入れについて、緊急雇用創出特別基金を活用して助成を行うこととする。	〔中小企業雇用創出等能力開発助成金〕 (項) 雇用安定等事業費 (目) 雇用開発支援事業費等補助金	〔中小企業雇用創出等能力開発助成金〕 109,600 緊急雇用創出特別基金を活用	1071	10712010	山梨県	富士河口湖町	西湖いやしの里原風景創出構想	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	政府予算案への反映の分類	政府予算案への反映の状況	予算の名称(項)(目)(目細)	予算額(単位:千円)	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
厚生労働省	0910720	若年者の雇用情勢は依然として厳しく、学卒未就職者、フリーターの増加や早期離職者も多いことから、若年者のためのワンストップサービスセンターが設置され、若年者に対する就職支援策として、職業相談や職業能力向上のための指導及び助言等を実施することとされている。 センターの機能(就職への誘導)が十分に発揮されるためには、相談等に引き続き、速やかに職業訓練を行い、職業に対する意識付けを行なうことが有効であることから、センターと連携した職業訓練の実施については、国の10/10委託事業として実施できるようにする。	-	-	A	若年者の就職の動機付けについては、平成17年度より就職基礎能力速成講座として民間事業者を活用し、一部雇用保険の被保険者以外の若年者を対象に職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための10日間程度の講習を10/10委託事業により実施することとしており、このために必要な予算を来年度概算要求に盛り込んだところである。 なお、平成17年度よりワンストップサービスセンターにおいて、無料の若年者向け実践的職業訓練(日本版デュアルシステム)の受講の受付を開始することとしている。			民間事業所を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための「就職基礎能力速成講座」を10日間程度で実施し、早期の就職促進を図る。 また、民間委託による無料の若年者向け実践的職業訓練の枠を拡大するとともに、ジョブカフェにおいても受付を開始する。	一般会計 (項)職業転換対策事業費 (目)職業能力開発支援事業委託費 労働保険特別会計雇用勘定 (項)雇用安定等事業費 (目)生涯職業能力開発事業等委託費 (目)雇用開発支援事業等補助金	7,475,596	1460	14602020	富山県	富山県	若年者のためのワンストップサービスの機能充実による若者就業支援
厚生労働省	0910730	事業主等の行う職業訓練を認定し、さらにその中で一定の要件を満たすものについて、必要経費に係る補助を行う「認定職業訓練・事業内職業訓練費補助金」について、認定基準及び補助対象基準を緩和し、一人親方(雇用関係がなく労災特別加入をしていない)を補助対象とすることで、小規模の事業主において実施する訓練等能力開発支援を拡大し、多種多様な技能労働者を育成する。  これにより、多数の技能者が活躍する「技能」に基づく地域再生の実現を図る。	雇用保険法第63条、 雇用保険法施行規則第121条第1項	認定職業訓練を行う中小企業事業主等に対して、訓練の運営に係る経費について、都道府県が補助した額の1/2を補助している。なお、当該補助金は、雇用保険特別会計を財源としているため、補助対象者については、原則として、雇用保険の被保険者等に限定されている。	C	認定職業訓練制度は、事業主又は事業主団体等がその雇用する労働者に対して、必要な技能及びこれに関する知識を習得させ、一定レベルの質的水準を効果的に推進することを主たる目的とした制度であることから、その趣旨にみると、補助対象者については、当該事業主又は事業主団体等に雇用された者に対するものであることを原則とするものである。 また、認定訓練助成事業費補助金は、事業主が負担する雇用保険料を財源として運営しており、補助対象訓練生は原則として雇用保険被保険者等に限っているところである。こうした本制度の趣旨を踏まえると、雇用保険被保険者等でない一人親方を補助対象訓練生として認め、職業訓練を実施した事業主等に対し補助金を支給できるようにすることは困難である。					1620	16202020	兵庫県	兵庫県	匠の技創生プログラム	